

千葉市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出がありましたので、同法第252条の38第3項の規定により別冊のとおり公表します。

平成18年3月30日

千葉市監査委員	小川	清
同	大島	有紀子
同	伊藤	晶
同	萩田	章

千 葉 市

(平成 1 7 年 度)

包 括 外 部 監 査 の 結 果 報 告 書

千 葉 市 包 括 外 部 監 査 人

公 認 会 計 士 今 井 靖 容

平成 17 年度千葉市包括外部監査

**保健福祉行政に係る委託事務の執行
（特別会計及び病院事業会計を除く）**

目 次

監査テーマ： 保健福祉行政に係る委託事務の執行 (特別会計及び病院事業会計を除く)

第1	監査の概要	1
1	監査の種類	1
2	選定した特定の事件	1
3	特定の事件を選定した理由	1
4	監査対象期間	1
5	監査対象機関	1
6	監査の視点と方法	2
7	監査の実施期間	2
8	外部監査人及び補助者	2
9	利害関係	2
第2	監査対象の概要	3
1	千葉市の委託料の3か年推移	3
2	担当部課別の委託料の3か年推移	4
3	監査の対象にした委託事業の内容	6
第3	監査の結果	10
1	No.1 福祉総合情報システム運用保守業務委託	10
	(1) 受託業者の見積書の内容を明確にすべきもの	10
2	No.4 福祉総合情報システムのソフトウェアの保守業務委託	11
	(1) 積算方法を見直すとともに、受託業者の見積書の内容を明確にすべきもの	12
3	No.5 福祉総合情報システムデータ入力・帳票出力業務委託	13
	(1) 積算方法を見直すとともに、受託業者の見積書の内容を明確にすべきもの	13
4	No.6 保健医療・衛生情報システム運用保守業務委託	14
	(1) 受託業者の見積書の内容を明確にすべきもの	14
5	No.7 保健医療・衛生情報システムデータ入力・帳票出力業務委託	15
	(1) 受託業者の見積書の内容を明確にすべきもの	15
6	No.13 千葉県若葉区保健福祉センター(仮称)新築工事監理業務委託	
	No.14 千葉県緑区保健福祉センター(仮称)新築実施設計業務委託	
	No.15 千葉県美浜区地区ホール・保健福祉センター(仮称)新築工事監理業務委託	16
	(1) 工事監理委託契約を実施設計受託業者と随意契約していることについて見直すべきもの	17
	(2) 基本設計契約時に実施設計の見積りも合わせて提示させるべきもの	18
7	No.16 千葉県総合保健医療センター施設管理業務委託	19
	(1) 予算の見積りを各事業別に行い契約額を適切に算定すべきもの	20
	(2) 随意契約の理由に応じた契約内容に改めるべきもの	20

8 . No.18 健康度測定受付事務委託	
No.19 運動指導・管理業務委託	21
(1) 随意契約の理由を十分に記載すべきもの	22
(2) 指名競争入札の次年度に随意契約を行うことについて検討すべきもの	22
9 . No.21 基本健診（集団健診）委託契約	
No.23 老人保健事業委託契約（個別健診）	23
(1) 委託料の単価設定を検討すべきもの	24
10 . No.22 がん検診（集団検診）委託契約	25
(1) がん検診の受診期間について考慮すべきもの	27
11 . No.25 がん検診（集団検診及び精密検査）事務費	27
(1) 積算方法を見直すべきもの	28
12 . No.26 健康診査一次マスターデータ出力業務委託	28
(1) 積算根拠を明確に記載すべきもの	29
13 . No.30 千葉市斎場予約システム構築業務委託	30
(1) 受託業者の見積書の内容を明確にすべきもの	30
14 . No.34 結核対策特別促進事業	30
(1) 履行確認及び精算について検討すべきもの	31
15 . No.35 インフルエンザ予防接種個別通知書等作成業務	33
(1) 積算方法、単価の見直しを行うべきもの	34
16 . No.38～41 予防接種ワクチン供給（単価契約）	35
(1) 残余ワクチン、ロス分の扱いについてより厳密な管理を検討すべきもの	36
17 . No.45 千葉市看護師養成施設実施設計業務委託	38
(1) 基本設計契約時に実施設計の見積りも合わせて提示させるべきもの	38
18 . No.46 子どもルーム運営委託	39
(1) 運営費について検討すべきもの	40
(2) 「子どもルーム」の待機児童及び受入枠の余裕について改善努力すべきもの	40
19 . No.58～63 千葉市乳幼児健康支援一時預かり事業委託	41
(1) 積算方法を見直すべきもの	42
20 . No.74 市立保育所延長保育等業務委託	43
(1) トータルコストを比較検討すべきもの	44
21 . No.78 保育所警備委託（白旗保育所他 25 か所）	
No.79 保育所警備委託（長沼原保育所他 22 か所）	44
(1) 積算根拠を明確にすべきもの	45
22 . No.80 市立保育所空調設備（GHP）保守点検委託	46
(1) 委託業務の履行確認について手続を適切にすべきもの	46
23 . No.81 保育所職員等腸内細菌検査業務委託（単価契約）	47
(1) 積算根拠を明確にすべきもの	47
24 . No.83 千葉市高齢者保健福祉推進計画（介護保険事業計画）策定に関わる実態調査業務委託	48
(1) 実態調査のプロポーザル時に、計画策定の見積りも合わせて提示させるべきもの	48
25 . No.85 老人つどいの家居室提供等契約	49
(1) 事業内容の見直しを検討すべきもの	49

26 . No.87 生活支援ハウス事業委託契約	51
(1) 履行確認及び精算について検討すべきもの	51
27 . No.93 敬老会開催事業の実施に伴う委託契約	54
(1) 支払について領収書の添付を検討すべきもの	54
(2) 敬老会開催の見直しを検討すべきもの	54
28 . No.94 老人福祉施設措置費	55
(1) 例外的措置費について検討すべきもの	55
29 . No.95 花見川いきいきプラザ管理委託	56
(1) 事業として負担する経費を適切に把握すべきもの	56
30 . No.97 老人保健市町村事務電算共同処理業務委託(単価契約)	57
(1) 予算額の見直しを行うべきもの	57
31 . No.102 手話通訳派遣事業	58
(1) 履行確認及び精算について検討すべきもの	58
32 . No.103 千葉市障害者社会参加推進センター運営事業	59
(1) 履行確認及び精算について検討すべきもの	59
33 . No.111 千葉市社会福祉施設等管理運営業務委託	60
(1) 委託の範囲で再検討すべきもの	60

<p>報告書中における合計数値等の表示は、端数処理の関係から合計数値等とその内訳の合計が一致しない場合がある。</p>

包括外部監査の結果

第 1 . 監査の概要

1 . 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく包括外部監査

2 . 選定した特定の事件

保健福祉行政に係る委託事務の執行（特別会計及び病院事業会計を除く）

3 . 特定の事件を選定した理由

保健福祉事業は、地方自治体の事業の重要な根幹である。平成 16 年度一般会計の決算額で、民生費は 798 億円、衛生費は 437 億円であり、合わせて構成比は歳出額の 35.9%である。少子化と高齢化が進展するなかで、高齢者福祉事業、児童福祉事業、障害者福祉事業など多面的な事業が行われており、中でも保健医療、環境衛生などの保健衛生事業は、市民が健康で安心して生活するために重要な事業である。社会的なセーフティネットが適切に構築され、かつ、公正に運用されているかを検証することは重要であると考ええる。

特に、平成 18 年度から公の施設に対する民間事業者も含めた指定管理者制度が、保健福祉事業においても実施されることになるが、このような福祉事業における委託化の拡大の趨勢は、市民の福祉水準をより高めることと整合性をもたねばならない。「市場化テスト」の名による経済合理性が、憲法 25 条第 2 項でいうところの「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」をさまたげてはならず、また、国及び地方自治体の義務である社会福祉事業の質的水準を低下させることになってはならない。

したがって、保健福祉事業に係わる委託事務が適切に行われているか否かを検証することは重要な課題であると考え監査のテーマに選定した。

4 . 監査対象期間

平成 16 年度

ただし、必要がある場合は、平成 17 年度に拡大及び過年度に遡及する。

5 . 監査対象機関

保健福祉局

ただし、必要がある場合は、他部局等において執行された関連事務についても、その範囲とする。

6. 監査の視点と方法

(1) 監査の視点

- 委託事業者の選定は妥当か、また随意契約の場合の理由は適切か。
- 委託料の予定価格の積算は適切に行われているか。
- 契約書の内容、仕様書は明確かつ適切か。
- 貸与機器・備品があればその手続きは適切か。
- 委託事業実施報告書は適切に徴取しているか。
- 概算払い等の委託について精算・返還事務は適時かつ適切か。
- 履行確認検査は適切に実施しているか。
- 委託事業は市民の要求に応えているか。
- 情報システムの保守管理については、設備導入時に検討されているか。
- 委託事業の見直しは毎年実施されているか。

(2) 監査の方法

この監査の実施にあたっては、委託事業の管理手続が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかの主眼をおき、財務事務に係わる監査のほかに、経済性・効率性・有効性の観点を加味し、関係諸帳簿及び証拠書類との照合ならびに必要な監査手続を実施した。

7. 監査の実施期間

平成 17 年 7 月 28 日から平成 18 年 3 月 30 日まで

8. 外部監査人及び補助者

外部監査人	公認会計士	今井 靖容		
補助者	公認会計士	澤田 勲	田中 昌夫	狩野 茂行
		庄司 末光	山口 悦子	難波 隆豪
		舟本 孝史	芳川 昌大	
	会計士補	海上 大介	柳 昭駒	米田 恵美

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、地方自治法 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

第2．監査対象の概要

1．千葉市の委託料の3か年推移

千葉市は平成13年度から平成17年度までの「新5か年計画」のなかで、健康福祉の関連では「安心して暮らせる健康福祉のまちを創る」として、具体的には以下の目標をあげている。

保健福祉基盤の充実を図るため、地域における保健・医療・福祉の拠点施設の推進（6つの区に保健福祉センターの整備）

市立青葉病院の整備等救急医療体制、地域医療体制の充実

高齢者に対する介護施設等の整備

地域子育て支援センター等の乳幼児・児童に対する支援の充実

ノーマライゼーションの理念に基づく、療育センターの再整備・障害児福祉施設の改築等、地域生活の支援強化

この展開のなかで、各施設の管理運営関連の委託料は非常に重要な要素を構成している。

千葉市の委託料について3か年の推移(表1)をみると、一般会計の委託料総額は平成14年度48,260百万円、平成15年度45,978百万円、平成16年度49,829百万円と単純に逡増している状況ではない。

このうち、健康福祉関連(民生費、衛生費)に限定すると委託料全体の約半分の金額であり、平成14年度25,788百万円、平成15年度22,676百万円、平成16年度22,703百万円となる。一見、増加傾向ではないようだが、平成14年度の民生費のうち身体障害者福祉費及び知的障害者福祉費の施設措置委託(それぞれ1,177百万円及び2,281百万円)の合計3,458百万円が、平成15年度以降、措置制度から支援費制度への移行に伴い委託料から扶助費に変わったことを考慮すると、健康福祉関連の委託料は、平成14年度22,330百万円、平成15年度22,676百万円、平成16年度22,703百万円と徐々に増加傾向にあることが理解できる。

健康福祉関連の委託料を伸ばすことは、平成12年度から5年連続の市税収入減収(平成16年度では、前年度比2,480百万円減。)による支出総額の抑制、重点施策への支出配分のなかで、非常に困難な状況と一般的には考えられる。

このような状況下、千葉市は国の施策に沿って市内6区にそれぞれ地域保健福祉の拠点となる「保健福祉センター」を整備し、保健福祉サービスの総合相談窓口とし、児童・高齢者・障害者の福祉サービス、生活保護の相談・実施、介護保険の相談・認定、保健センター機能を保持する中核施設として、保健・医療・福祉サービスの連携ネットワークの構築をめざしている。この構想が予定どおり実現した場合、市民への保健福祉サービスの内容の充実と範囲の拡大ができるとともに、「保健福祉センター」の効率的運用によって委託料の支出の増加傾向の抑制にも効果があるものと期待できる。また、「指定管理者制度」の有効な活用によっても委託料の削減が可能となる。すべては今後の展開にかかっている。

(表1) 委託料の推移

(単位：千円)

区 分	平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率
議 会 費	102,611	0.2%	70,384	0.2%	60,559	0.1%
総 務 費	5,045,749	10.5%	4,974,140	10.8%	4,915,127	9.9%
民 生 費	13,766,735	28.5%	10,126,547	22.1%	10,238,458	20.5%
衛 生 費	12,021,417	24.9%	12,549,669	27.3%	12,464,734	25.0%
労 働 費	256,397	0.5%	249,060	0.4%	237,438	0.5%
農 林 水 産 業 費	225,211	0.5%	226,291	0.5%	232,815	0.4%
商 工 費	344,851	0.7%	287,011	0.6%	261,293	0.5%
土 木 費	11,565,708	24.0%	12,587,470	27.4%	16,510,572	33.2%
消 防 費	620,181	1.3%	620,507	1.4%	650,443	1.3%
教 育 費	4,311,257	8.9%	4,287,501	9.3%	4,257,573	8.6%
総 計	48,260,117	100%	45,978,580	100%	49,829,012	100%

2. 担当部課別の委託料の3か年推移

健康福祉関連の委託契約別3か年推移(表2:原則100万円以上の契約)をみると、毎年度継続的に行われる委託契約案件については全273件中211件(77%)が該当し、うち10件を除き201件(74%)が同一相手先との委託契約となっている。なかには同一相手先であっても指名競争入札等を実施して委託料の金額の減額等抑制を図っている案件もあり、努力の跡がみられるものもある。

しかし、委託契約の管理上、年度ごとに委託業務の実施状況の検証、委託業務内容の見直し、委託業務単価等金額の検討をして、委託契約の形態の再検討を含めて次年度に反映する必要がある。これは、もちろん委託業務自体の3E的観点、中でも有効性の観点を基礎としたものでなければならない。

特に、社会福祉法人千葉市社会福祉事業団、社会福祉法人千葉市社会福祉協議会、財団法人千葉市保健医療事業団の3団体との委託契約は平成16年度で総額50億円を超える大きな割合を持ち、すべてが随意契約で継続している。これからの「指定管理者制度」導入も視野に入れながら千葉市にとって最適な健康福祉関連の委託の方法を慎重に検討する必要があると考える。

(表2) 保健福祉局の委託料の推移

(単位：千円)

担当部課	平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率
保健福祉総務課	500,481	3.7%	379,628	2.6%	426,589	2.8%
地域保健福祉課	290,636	2.1%	273,544	1.9%	256,872	1.7%
保健福祉センター整備室	-	-	24,129	0.2%	155,868	1.0%
健康企画課	2,599,764	19.1%	2,741,994	18.8%	2,851,396	18.6%
生活衛生課	24,132	0.2%	25,809	0.2%	24,091	0.2%
生活衛生課斎園整備室	20,748	0.2%	51,734	0.4%	146,422	1.0%
健康医療課	1,245,145	9.2%	1,432,429	9.8%	1,396,024	9.1%
看護師養成施設設置準備室	-	-	-	-	68,387	0.4%
子ども家庭福祉課	1,541,441	11.3%	1,885,286	13.0%	2,043,967	13.4%
児童相談所	40,925	0.3%	44,365	0.3%	43,999	0.3%
子育て支援課	300,120	2.2%	360,429	2.5%	377,309	2.5%
保育課	2,966,970	21.8%	3,112,792	21.4%	3,217,839	21.0%
高齢福祉課	790,257	5.8%	857,211	5.9%	833,131	5.4%
高齢施設課	1,119,708	8.2%	1,175,947	8.1%	1,140,249	7.5%
保険年金課	119,093	0.9%	111,894	0.8%	104,457	0.7%
障害保健福祉課	2,022,901	14.9%	2,074,970	14.3%	2,203,586	14.4%
総計	13,582,322	100%	14,552,161	100%	15,290,187	100%

3. 監査の対象にした委託事業の内容

監査の対象は、平成16年度の保健福祉局の各課の委託事業のうち、契約額が5百万円以上のものとした。表3において、その明細を示し、「結果」欄に監査結果の指摘事項及び意見を付したものを番号順に示している。

(表3) 監査対象の明細

(単位：円)

担当部課	NO	結果	委託内容	契約額
保健福祉 総務課	1	1	福祉総合情報システム運用保守業務委託	188,895,000
	2		福祉総合情報システムサーバ機等の保守業務委託	14,994,000
	3		福祉総合情報システムパソコン等の保守業務委託	11,214,000
	4	2	福祉総合情報システムのソフトウェアの保守業務委託	24,570,000
	5	3	福祉総合情報システムデータ入力・帳票出力業務委託	5,030,550
	6	4	保健医療・衛生情報システム運用保守業務委託	82,215,000
	7	5	保健医療・衛生情報システムデータ入力・帳票出力業務委託	16,459,558
	8		保健医療・衛生情報システムサーバ業務の保守業務委託	11,416,440
	9		保健医療・衛生情報システムのパンチャー派遣業務委託	10,256,400
	10		保健医療・衛生情報システムのパソコン等保守業務委託	17,821,120
	11		保健医療・衛生情報システムソフトウェアの保守業務委託	14,685,804
地域保健福祉課	12		千葉市社会福祉研修センター管理運営業務委託契約	46,878,385
保健福祉センタ ー整備室	13	6	千葉市若葉区保健福祉センター(仮称)新築工事監理業務委託	20,229,300
	14	6	千葉市緑区保健福祉センター(仮称)新築実施設計業務委託	39,900,000
	15	6	千葉市美浜区地区ホール・保健福祉センター(仮称)新築工事監理業務委託	103,635,000
健康企画課	16	7	千葉市総合保健医療センター施設管理業務委託	278,996,103
	17		千葉市保健医療計画策定に係る基礎調査業務委託	8,316,000
	18	8	健康度測定受付事務委託	8,958,600
	19	8	運動指導・管理業務委託	16,823,378
	20		健康増進用設備機器保守点検委託	10,057,320
	21	9	基本健診(集団健診)委託契約	143,042,472
	22	10	がん検診(集団検診及び精密検査)委託契約	178,327,231
	23	9	老人保健事業委託契約(個別健診)	2,131,731,793
	24		歯周疾患検診	14,222,355
	25	11	がん検診(集団検診及び精密検査)事務費	14,683,977
	26	12	健康診査一次マスターデータ出力業務委託	8,246,700

担当部課	NO	結果	委 託 内 容	契約額
生活衛生課	27		収容動物の管理処分委託	10,320,000
生活衛生課	28		千葉県斎場工事監理業務委託(継続)	64,018,000
斎園整備室	29		千葉県斎場外構工事他施工監理業務委託	25,515,000
	30	13	千葉県斎場予約システム構築業務委託	16,642,500
	31		辺田町7号線境界杭埋設測量他業務委託	5,607,000
	32		平和公園C地区造成森林基本実施設計業務委託	5,376,000
健康医療課	33		千葉県休日救急診療所管理運営事業等委託	488,862,690
	34	14	結核対策特別促進事業	7,732,000
	35	15	インフルエンザ予防接種個別通知書等作成業務	5,775,000
	36		個別予防接種	441,019,761
	37		高齢者インフルエンザ予防接種	247,954,795
	38	16	予防接種ワクチン供給(風しん)	28,483,142
	39	16	予防接種ワクチン供給(麻しん)	27,761,392
	40	16	予防接種ワクチン供給(日本脳炎)	42,565,216
	41	16	予防接種ワクチン供給(三種混合)	51,107,490
	42		千葉県内定期予防接種相互乗り入れ	5,522,927
看護師養成	43		千葉県看護師養成施設敷地造成実施設計業務委託	16,222,500
施設設置準備室	44		千葉県看護師養成施設地質調査他業務委託	8,064,000
	45	17	千葉県看護師養成施設実施設計業務委託	44,100,000
子ども家庭	46	18	子どもルーム運営委託	1,215,590,137
福祉課	47		作新子どもルーム他44か所機械警備委託	8,177,400
	48		母子生活支援施設運営費	34,579,885
	49		児童養護施設措置費	487,592,943
	50		児童自立支援施設措置費	47,637,592
	51		乳児院措置費	160,225,441
	52		里親措置費	18,259,114
	53		助産施設運営費	9,047,600
	54		一時保護児童医療費	6,712,954
児童相談所	55		千葉県児童相談所給食業務委託	10,735,200
	56		千葉県児童相談所施設等清掃業務委託	16,065,000
	57		児童相談所施設等設備保守管理業務委託	17,199,000

担当部課	NO	結果	委 託 内 容	契約額
子育て支援課	58	19	千葉県乳幼児健康支援一時預かり事業委託	5,463,000
	59	19	千葉県乳幼児健康支援一時預かり事業委託	5,463,000
	60	19	千葉県乳幼児健康支援一時預かり事業委託	5,463,000
	61	19	千葉県乳幼児健康支援一時預かり事業委託	5,463,000
	62	19	千葉県乳幼児健康支援一時預かり事業委託	5,463,000
	63	19	千葉県乳幼児健康支援一時預かり事業委託	6,049,000
	64		地域子育て支援センター事業委託	7,862,400
	65		地域子育て支援センター事業委託	7,862,400
	66		地域子育て支援センター事業委託	7,862,400
	67		地域子育て支援センター事業委託	7,862,400
	68		子育て短期支援事業委託	8,601,900
	69		妊婦・乳児一般健康診査委託	192,107,870
	70		先天性代謝異常検査委託	16,909,140
	71		小児慢性特定疾患治療研究事業制度改正に伴うプログラム改修委託	8,167,635
	72		1歳6か月児健康診査事業委託	29,513,547
73		3歳児健康診査事業委託	20,075,412	
保育課	74	20	市立保育所延長保育等業務委託	268,277,361
	75		私立保育園措置委託	2,740,886,780
	76		管外民間保育園措置委託	25,364,353
	77		管外公立保育園措置委託	35,007,458
	78	21	保育所警備委託（白旗保育所他25か所）	10,679,760
	79	21	保育所警備委託（長沼原保育所他22か所）	9,447,480
	80	22	市立保育所空調設備（GHP）保守点検委託	5,582,850
	81	23	保育所職員等腸内細菌検査業務委託	8,433,913
高齢福祉課	82		ホームヘルパー養成事業の委託契約	5,134,499
	83	24	千葉県高齢者保健福祉推進計画（介護保険事業計画）策定に関する実態調査業務委託	7,990,500
	84		生活支援型ホームヘルプサービス事業委託契約	25,760,744
	85	25	老人つどいの家居室提供等契約	12,289,500
	86		千葉県在宅介護支援センター事業運営委託	92,882,440

担当部課	NO	結果	委 託 内 容	契約額
高齢福祉課	87	26	生活支援ハウス事業委託契約	23,673,516
	88		食の自立支援事業運営委託	69,681,428
	89		住宅改修費支援サービス事業、住宅改造事業に係る審査業務・調査業務委託	11,634,085
	90		平成16年度全国健康福祉祭参加事業に係る委託	10,216,611
	91		緊急通報システム業務委託契約	87,448,000
	92		千葉市安心電話事業委託契約	9,607,000
	93	27	敬老会開催事業の実施に伴う委託契約	73,914,470
高齢施設課	94	28	老人福祉施設措置費	192,152,380
	95	29	花見川いきいきプラザ管理委託	46,882,000
保険年金課	96		老人保健市町村事務電算共同処理業務委託（特別処理）	7,707,000
	97	30	老人保健市町村事務電算共同処理業務委託（単価契約）	60,098,250
	98		保険者別医療費通知業務委託	11,224,252
	99		老人診療報酬明細書整列業務（単価契約）	8,290,259
障害保健福祉課	100		千葉市障害者保健福祉推進計画策定に係る実態調査業務委託	6,961,045
	101		重度身体障害者入浴サービス事業委託	23,158,200
	102	31	手話通訳派遣事業	5,398,260
	103	32	千葉市社会参加推進センター運営事業	5,940,900
	104		進行性筋萎縮症者措置委託	34,810,745
	105		市町村障害者生活支援事業	25,631,152
	106		知的障害者援護施設措置委託（授産施設等の相互利用制度）	15,451,200
	107		知的障害者生活支援事業委託	10,365,120
	108		千葉市桜木園改築工事監理業務委託	18,900,000
	109		心身障害児施設措置委託	273,339,816
	110		児童福祉施設措置医療の診療報酬	96,082,282
保健福祉総務課	111	33	千葉市社会福祉施設等管理運営業務委託	193,390,000

（注）単価契約はその年度の支出総額を記載している。

以下の「第3. 監査の結果」において記載したそれぞれの委託契約の「概要」欄の表に掲げた「契約額」は、当該委託契約に基づき各年度ごとに実際に支出された金額（変更契約があるものは変更後、精算があるものは精算後の金額）である。

第3. 監査の結果

1. No.1 福祉総合情報システム運用保守業務委託

(保健福祉総務課)

【概要】

年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
予算額(円)	193,459,593	276,094,952	197,694,785
契約額(円)	188,118,840	275,866,500	188,895,000
契約業者名	(株)富士通システム ソリューションズ	(株)富士通システム ソリューションズ	(株)富士通システム ソリューションズ
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約

この契約は、福祉総合情報システムの業務システムの安定した運用の保守を委託するものである。

随意契約の理由は、既に委託開発したソフトウェア資産(プログラム等)の保守を行うもので、機器のOSやプログラム言語等、ハードウェア、ソフトウェアの双方に精通した業者であるためとしている。

平成15年度の当初予算額は238,069千円であったが、支援費制度の導入でプログラムの追加があったので276,094千円となった。

また、平成16年度の当初予算額は197,694千円と平成15年度の当初予算額に比し40,375千円の減少となっているが、これは、従来のプログラム記述行数(ステップ)で単純に積み上げる方式(ステップ換算法)から、必要な作業項目を絞り込みながら作業時間を積み上げる方式(ワーク・ブレイクダウン・ストラクチャ法)に変更したためである。

(1) 受託業者の見積書の内容を明確にすべきもの

【問題点】

平成16年度行政改革取組項目説明書によると、従来のステップ換算法から、ワーク・ブレイクダウン・ストラクチャ法に変更し、技術者を4段階に区分し、それぞれの単価(技術者料金)に作業時間を乗じて積算したことにより、コストが削減されたとある。つまり、平成15年度の千葉市の予定価格の積算時間単価は同一であるが、平成16年度は4段階の技術者単価により積算することになった。

しかし、受託業者の契約時の見積書によると、単一の技術者料金に作業時間(人月)を乗算しており、技術者を4段階に区分し、それぞれの単価と作業時間等に基づいた詳細な作業明細が記載されていない。

【指 摘】

一般に、コンピュータシステムの運用保守委託契約は、ハードウェアの購入(あるいはリース)先やソフトウェアの開発業者との随意契約によることが多いが、その随意契約の透明性を図るために、委託契約に際して作成される詳細な仕様書に対応した技術者区分とそれぞれの単価(技術者料金)及び作業時間による積算内容を記載した見積書を入手すべきである。

さらに、この見積書に対応した作業内容、作業時間等の明細を記載した請求書と千葉市の積算とを比較し、次年度以降の積算に反映すべきである。

2. No.4 福祉総合情報システムのソフトウェアの保守業務委託

(保健福祉総務課)

【概 要】

年 度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
予 算 額 (円)	22,373,820	24,619,518	24,615,486
契 約 額 (円)	21,094,287	24,638,160	24,570,000
契 約 業 者 名	(株)大崎コンピュータエンジニアリング千葉支店	(株)大崎コンピュータエンジニアリング千葉支店	(株)大崎コンピュータエンジニアリング千葉支店
契 約 方 法	随意契約	随意契約	随意契約

この契約は、下記 から の福祉総合情報システム機器等の保守業務委託契約のうち、 に該当するものである。

サーバ機器(ハードウェア)の障害時対応等の保守業務委託契約

パソコン機器(ハードウェア)の障害時対応等の保守業務委託契約

基幹となるデータベース及びミドルウェア等のソフトウェアの保守業務委託契約

随意契約の理由は、システムのソフトウェア資産及びサーバ機器と接続したデータベース等の保守を行うもので、当該保守業者以外の者と契約したならばデータ障害発生時の迅速かつ適切な対応が取れず、円滑な業務の遂行に著しい支障を来す恐れがあるためとしている。

なお、平成 17 年度では、5 社の指名競争入札に変更し、サーバ機器のハードウェア、サーバ機器に搭載されているソフトウェア、及び パソコン機器のハードウェアと当該機器に搭載されているソフトウェアの 3 区分にわけて契約している。その結果、次ページのとおり、契約額は総額で平成 16 年度の 50,878,422 円から平成 17 年度は 44,542,092 円となり、6,336,330 円のコスト削減となっている。

平成 16 年度の契約		(単位：円)
区 分		合 計
サーバ機器（ハードウェア）保守業務委託	}	50,878,422
パソコン機器（ハードウェア）保守業務委託		
ソフトウェア保守委託		

平成 17 年度の契約		(単位：円)
区 分		合 計
サーバ機器（ハードウェア）保守業務委託	}	44,542,092
サーバ機器（ソフトウェア）保守業務委託		
パソコン機器（ハードウェア及びソフトウェア）保守業務委託		

(1) 積算方法を見直すとともに、受託業者の見積書の内容を明確にすべきもの

【問題点】

千葉市は、平成 16 年度まではサーバ機器のハードウェアの保守、パソコン機器のハードウェアの保守及びソフトウェアの保守の 3 区分で随意契約により契約している。

サーバ機器の運営は 24 時間対応が必要であるので地域（地元）基準の適用により千葉市内の業者に委託しており、ハードウェアの保守は取得価額の 5% から 10% を保守業務委託料としていた。

また、受託業者の随意契約時の見積書は、月額委託料金のみを見積りを行っており、詳細な作業明細が示されていない。

【指 摘】

本来、保守委託料の積算はハードウェア並びにソフトウェアの取得価額によるべきではなく、技術者の労務単価等を基準にすべきであり、その随意契約の透明性を図るために、委託契約に際して作成される詳細な仕様書に対応した積算内容を記載した見積書を入手すべきである。

平成 17 年度には随意契約から指名競争入札になって、委託料が 6 百万円減少したことを考慮すれば、千葉市は保守管理の業務の分析により必要なコスト計算を行い、適切な予定価格を算定すべきである。そのうえで地域基準を見直し、指名業者を拡大し競争入札を実施すべきである。

3 . No.5 福祉総合情報システムデータ入力・帳票出力業務委託

(保健福祉総務課)

【概要】

年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
予算額 (円)	-	5,315,016	5,315,016
契約額 (円)	-	5,030,550	5,030,550
契約業者名	-	シーデーシー情報システム(株)	シーデーシー情報システム(株)
契約方法	-	随意契約	随意契約

この契約は、福祉総合情報システムのうち、保育システムの大量データ入力及び保育システム、高齢者医療システムの大量帳票の出力業務を委託するものである。

随意契約の理由は、既に委託作成したソフトウェア資産と接続したデータ入力及び帳票出力業務を行うもので、当該業者以外の者と契約した場合、データ障害発生時の迅速かつ適切な対応がとれず、円滑な業務の遂行に著しい支障が生じる恐れがあるためとしている。

(1) 積算方法を見直すとともに、受託業者の見積書の内容を明確にすべきもの

【問題点】

福祉総合情報システムのデータ入力・帳票出力業務仕様書に、データ入力数量や帳票出力部数の記載がなく、契約に当たって必要な作業量の詳細が不明である。

業者の見積書には、「データ入力数量 5,000、帳票出力業務月次分、年次処理分一式」と記載されているのみである。

【指 摘】

この契約金額の算定にあたって、仕様書に対応した入力文字数、工数、歩掛りをもって予定価格を積算し、これに対応した明細を記載した見積書を徴取すべきである。

この結果、文字数ごとの単価の妥当性も自ずから検討できることになる。

また、作業日報の時間数を集計して見積書と対比し、今後の予定価格を適切に算定することにより随意契約の契約額の妥当な水準を確保されたい。

4 . No.6 保健医療・衛生情報システム運用保守業務委託

(保健福祉総務課)

【概要】

年 度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
予 算 額 (円)	89,251,344	82,224,324	82,215,000
契 約 額 (円)	89,250,000	82,215,000	82,215,000
契 約 業 者 名	コムコ(株)	コムコ(株)	コムコ(株)
契 約 方 法	随意契約	随意契約	随意契約

この契約は、保健医療・衛生情報システムの業務システム運用保守等を委託するものである。
随意契約の理由として、当該委託契約は、既に委託作製したソフトウェア資産の保守を行うもので、ハードウェア、ソフトウェアの双方に精通した業者であることが必要条件となるためとしている。

(1) 受託業者の見積書の内容を明確にすべきもの

【問題点】

この委託契約では、受託業者の担当者7人が常駐してシステムの運用保守を行っている。
受託業者の見積書によると、SE(システムエンジニア)並びにPG(プログラマー)のそれぞれ単一の技術者料金に作業時間(年間)を乗じて見積りを行っているだけで、詳細な作業明細が見積書に記載されていない。

また、千葉市は作業日報の提出を受けているが、その集計を行っておらず、契約時の見積工数と比較していない。

【指 摘】

委託契約に際して作成される詳細な仕様書に対応した技術者区分とそれぞれの単価及び作業時間による積算内容を記載した見積書を入手すべきである。

さらに、この見積書に対応した作業内容、作業時間等の明細を記載した請求書と千葉市の積算と比較し、次年度以降の積算に反映すべきである。

5 . No.7 保健医療・衛生情報システムデータ入力・帳票出力業務委託

(保健福祉総務課)

【概要】

年 度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
予 算 額 (円)	14,595,000	15,556,393	19,308,306
契 約 額 (円)	14,595,000	15,556,393	16,459,558
契 約 業 者 名	シーデーシー情報システム(株)	シーデーシー情報システム(株)	シーデーシー情報システム(株)
契 約 方 法	随意契約	随意契約	随意契約

この契約は、保健医療・衛生情報システムのうち、母子保健、老人保健及び動物管理システムの大量データの入力及び大量帳票の出力を行う業務を委託するものである。

なお、平成 16 年度の予算額の増加は基本健診の問診データ及び尿酸検診データの入力業務の追加によるものである。なお、この増加額は平成 14 年度の基本健診実績対象人数に入力文字数を積算した金額を加算して算定している。

随意契約の理由は、当該委託契約は、過去に作成委託したソフトウェアと接続したデータ入力及び帳票出力業務を行うためとしている。

(1) 受託業者の見積書の内容を明確にすべきもの

【問題点】

千葉市は、平成 15 年度の基本健診の入力予定件数 70,000 人で予算を算定したが、平成 16 年度は平成 14 年度の基本健診実績の 97,951 人をもって予算を算定している。そのため、平成 16 年度の予算額は平成 15 年度に比べ多くなっている。

他方、受託業者の契約にあたっての見積書(消費税別)は、保健医療・衛生情報システムデータ入力一式の見積りとなっており、詳細な作業明細が記載されておらず、入力件数や単価の妥当性が検証されていない。

【指 摘】

この契約金額の算定にあたって、積算基礎となるデータ入力の文字数と単価の妥当性を検討するために、仕様書に対応した帳票入力対象数(=入力文字数)・出力数と、実際の作業者の工数による入力文字あたりの歩掛りをもって予定価格を積算し、これに対応した明細を記載した見積書を徴取すべきである。

この結果、文字数ごとの単価の妥当性も自ずから検討できることになる。

また、作業日報の時間数を集計し、見積書と対比し、今後の予定価格を適切に算定することにより随意契約の契約額の妥当な水準を確保されたい。

6 . No.13 千葉市若葉区保健福祉センター（仮称）新築工事監理業務委託

No.14 千葉市緑区保健福祉センター（仮称）新築実施設計業務委託

No.15 千葉市美浜区地区ホール・保健福祉センター（仮称）新築工事監理業務委託

（保健福祉センター整備室）

【概 要】

3 区の保健福祉センターの新築工事の基本設計・実施設計・工事監理委託契約は、次のようになっている。

< 若葉区 >

年 度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
	実施設計委託	工事監理委託	工事監理委託
予 算 額 (円)	43,100,000	24,900,000	(20,229,300)
契 約 額 (円)	42,000,000	24,900,000	(20,229,300)
契 約 業 者 名	(株)榎本建築設計事務所	(株)榎本建築設計事務所	(同左)
契 約 方 法	随意契約	随意契約	

なお、平成 16 年度は継続事業である。

契約に際して、平成 14 年度は千葉市建設工事等指名業者選定委員会（建設局長他 13 人で構成）平成 15 年度は千葉市都市局建築部設計等委託者選定委員会（建築部長他 5 人で構成）の審査をそれぞれ受けている。

< 緑 区 >

年 度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
	-	基本設計委託	実施設計委託
予 算 額 (円)	-	19,000,000	41,900,000
契 約 額 (円)	-	17,955,000	39,900,000
契 約 業 者 名	-	(株)創設計	(株)創設計
契 約 方 法	-	随意契約	随意契約

業者の選定は、指名型プロポーザル(5社)によっている。また、契約に際して、平成 15 年度は千葉市緑区保健福祉センター（仮称）新築基本設計業務委託者選定委員会（都市局長他 6 人で構成）、平成 16 年度は千葉市建設工事等指名業者選定委員会（建設局長他 13 人で構成）の審査をそれぞれ受けている。

<美浜区>

年 度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
	基本設計委託	実施設計委託	工事監理委託
予 算 額 (円)	51,790,000	74,700,000	104,000,000
契 約 額 (円)	39,900,000	74,025,000	103,635,000
契 約 業 者 名	C+A・村井建築 設計企業体	C+A・村井建築 設計企業体	C+A・村井建築 設計企業体
契 約 方 法	随意契約	随意契約	随意契約

業者の選定は、簡易公募型プロポーザル(参加者 14 社、第一次選考 5 社)によっている。また、契約に際して、平成 14 年度は千葉市美浜区地区ホール・保健福祉センター(仮称)整備基本設計業務受託者選定委員会(学識経験者(大学教授)より選出した委員長他 6 人で構成)、平成 15 年度は千葉市建設工事等指名業者選定委員会(建設局長他 13 人で構成)、平成 16 年度は千葉市都市局建築部委託方式選定等委員会(建築部長他 5 人で構成)の審査をそれぞれ受けている。

千葉市は平成 13 年度に「保健福祉センター整備基本計画」を策定し、保健福祉サービスの一体的提供を図るため、保健センターと福祉事務所を統合した保健福祉センターを各区(6 区)に建設することとしている。

若葉区は、平成 15 年度に着工し、平成 16 年度に完成した。美浜区は平成 16 年度、緑区は平成 17 年度にそれぞれ着工し、ともに平成 18 年度中の完成を予定しており、中央区については平成 16 年度に着工し、平成 19 年度中の完成を予定している。また、花見川区、稲毛区については第 2 次 5 か年計画(平成 18~22 年度)期間中の完成をめざしている。

(1) 工事監理委託契約を実施設計受託業者と随意契約していることについて見直すべきもの

【問題点】

いずれも、工事監理業務委託契約を随意契約としている理由に、受託業者は、実施設計業務を受託しており、同一の設計者でなければ意匠・構造上等の一貫性の確保が困難となるためとしている。

実施設計受託業者が工事監理を行うことは、その設計上の問題点が生じた場合の措置が適切に講じられない可能性があると考えられる。

【意見】

建設工事における実施設計は文字通り工事設計に係わるものであり、他方、工事監理は主に工事の施工が設計どおりに行われているかを監督・管理する業務である。契約を別途行っていることも考慮し、かつ、本来千葉市の所管課あるいは建設担当課が行う業務であることを考慮すれば、実施設計委託と工事監理委託は分離すべきものであるともいえる。

千葉市もこの問題を認識しており、「公共建築の工事監理業務委託マニュアル（案）」（平成15年5月公表）に基づく第三者工事監理方式の国土交通省の試行結果が平成18年5月にも最終報告としてとりまとめられる予定であることから、これを受けて対応する方針を持っているが、その際は上記の考え方にも十分配慮し、千葉市自らが工事監理業務もしくは工事監理業務の十分な監督を行うことも含め、実施設計受託業者に工事監理委託もそのまま随意契約方式により契約を行うことについて見直しを検討されたい。また、建設委託者としての千葉市の工事監理責任等を明確にするためにも、契約規則に明文規定をおく等の対応を図られたい。

（2）基本設計契約時に実施設計の見積りも合わせて提示させるべきもの

【問題点】

千葉市では、基本設計の受託業者がそのまま実施設計を行うことを基本とし、設計委託料を基本設計と実施設計で概ね3:7の比率で分割しているが、契約規則上の明文規定はなく、また、同一業者に基本設計と実施設計を委託することが、事前にわかっているにもかかわらず、基本設計の契約締結時には業者から基本設計に係る金額のみを見積りとして提示させている。

【意見】

当初から同一業者に基本設計と実施設計を委託する予定であれば、基本設計時に、実施設計に係る見積額も合わせて提示させるべきと考える。

その際、基本設計の受託業者に対し、次年度以降に実施設計の業務も委託することを前提にプロポーザルを実施することは、単年度主義の会計制度からは市議会の議決を要すると考えられるが、現状の業務の実態から見れば、こうした手続を踏んでも基本設計と実施設計を一体として見積書の提示を受けるべきと考える。

また、基本設計と実施設計の委託にかかる千葉市の方針等を明確にするためにも、契約規則に明文規定をおくべきと考える。

7 . No.16 千葉市総合保健医療センター施設管理業務委託

(健康企画課)

【概要】

年 度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
予 算 額 (円)	328,347,000	301,741,000	284,728,000
契 約 額 (円)	303,153,454	284,078,318	278,996,103
契 約 業 者 名	千葉市保健 医療事業団	千葉市保健 医療事業団	千葉市保健 医療事業団
契 約 方 法	随意契約	随意契約	随意契約

この契約は、行政施設・研究機関及び医療機関等の複合施設である総合保健医療センターについて、経済性・効率性に配慮し、一元的な管理を委託するものである。

総合保健医療センターは千葉市の地域医療・保健衛生施策を推進する一拠点として保健所や環境保健研究所、休日救急診療所等を包摂した特殊な複合施設であり、随意契約の理由は、当施設を管理するにあたって地域特殊性を踏まえた千葉市の保健医療行政に関する総合的・専門的な知識を有していることが必要であるためとしている。

業務委託契約書では、施設の保守及び維持管理、施設の利用が業務内容として定められている。また、委託業務処理要領には、施設の保守及び維持管理の細目を以下のように定めている。

施設の保守

- ・ 機械設備保守点検業務
- ・ 電気設備保守点検業務
- ・ エアシューター保守点検業務
- ・ 昇降機装置保守点検業務
- ・ 自動ドア等保守点検業務
- ・ 医療ガス設備保守点検業務
- ・ 消防設備保守点検業務

施設の維持

- ・ 施設清掃業務
- ・ 設備警備業務
- ・ 緑地管理業務
- ・ 光熱水費及び使用料等支払業務
- ・ ねずみ・害虫防除業務
- ・ 一般廃棄物処理業務
- ・ 軽微な修繕業務

なお、受託者は上記に掲げた業務を受託しているが、外部業者に一部の業務を再委託している。(表4、例示)

(表4)平成16年度の外部委託

再委託業務	設備保守管理及び警備委託	清掃委託
契約額(円)	81,244,800	37,044,000
契約業者名	(株)太平エンジニアリング	藤海ビルサービス(株)
契約方法	指名競争入札(6社)	指名競争入札(5社)

(1) 予算の見積りを各事業別に行い契約額を適切に算定すべきもの

【問題点】

総合保健医療センター施設の管理委託にあたり、千葉市保健医療事業団が委託料の支出予定表を作成し、これを吟味のうえ来年度の予算額を決定しているが、人件費相当額が予算見積額に含まれていない。これは、千葉市が同事業団と同施設の休日救急診療所の管理運営事業等についても委託する契約を結んでおり、この契約の見積りに総合保健医療センター施設の管理委託にかかる人件費相当額を含めているからである。

【指 摘】

契約額を明確にする観点からは、休日救急診療所の管理運営事業と総合保健医療センター施設の管理にかかる人件費とを区分して予算を策定し、これに応じた適切な契約額を算定すべきである。

(2) 随意契約の理由に応じた契約内容に改めるべきもの

【問題点】

当該契約は、「行政施設・研究施設及び医療機関施設等の複合施設である総合保健医療センターを経済性・効率性に配慮し、一元的な管理を行うためには、地域特殊性を踏まえた本市の保健医療行政に関する総合的・専門的な知識を有していることが必要である」という点を随意契約の理由にしている。

しかしながら、委託業務処理要領からは、この契約に定められる委託業務の特殊性を判断することができない。

この点については、ウイルス、細菌等の研究所があることや、市民を対象とする休日診療所があるので、安全性を担保できる団体に委託しなければならない、この点を満たすことができる団体は現状では千葉市保健医療事業団のほかにはありえないとの説明であった。

【意見】

この施設は、保健医療の機能を幅広く発揮するべく設立されたものである。したがって、随意契約の理由を明確にするためには、保健医療行政におけるそれぞれの機能上の責任を遂行するために、必要な施設管理の内容を仕様書に具体的に記載し、それに応じた管理点検日報を作成し、このような複合施設の管理を遺漏なく、充分に実施し、指導監督するように契約内容を検討されたい。

8 . No.18 健康度測定受付事務委託

No.19 運動指導・管理業務委託

(健康企画課)

【概要】

< 健康度測定受付事務委託 >

年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
予算額 (円)	11,249,280	11,249,280	11,354,508
契約額 (円)	11,249,280	11,249,280	8,958,600
契約業者名	(株)ニチイ学館	(株)ニチイ学館	(株)ニチイ学館
契約方法	随意契約	随意契約	指名競争入札(3社)

< 運動指導・管理業務委託 >

年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
予算額 (円)	16,824,150	16,824,150	16,997,794
契約額 (円)	16,824,150	16,824,150	16,823,378
契約業者名	レッツスポーツ(株)	レッツスポーツ(株)	レッツスポーツ(株)
契約方法	随意契約	随意契約	指名競争入札(3社)

これらの契約は、千葉市健康増進センターにおいて健康度測定事業に係る受付業務及び健康度測定データのコンピュータ処理業務を委託するもの(健康度測定受付事務委託)と、健康度測定事業のうちの運動機能測定コースと夜間に実施される運動指導教室の補助業務を委託するもの(運動指導・管理業務委託)である。

いずれの業務についても平成 15 年度までは随意契約(外部委託を開始した平成 7 年度から継続)であったが、平成 16 年度は指名競争入札を実施した。

入札の結果、健康度測定受付事務委託については、前年度までと同一業者が落札しているものの、契約額が予定価格の 79%にまで低下しており、入札実施によりコスト削減の一定の効果があつたものと認められる(注)。一方、運動指導・管理業務委託については、契約額が予定価格の 99%にとどまり、落札業者も前年度と同一であり、入札が委託料の抑制にはつなげていない。

(注) なお、最低価格を予定価格の 75%に設定しており、入札金額が 72%と最低価格を割つたため落札できなかった業者があつた。

平成 17 年度は、いずれの委託も再び随意契約に戻し、前年度と同じ業者と契約している。このうち、健康度測定受付事務委託の契約額は、平成 16 年度の 8,958 千円から 10,999 千円に増加しているが、これは、市民アンケートの結果を受け、案内係の増員を行ったためという説明である。

なお、運動指導・監理業務委託は、平成 16 年度の 16,823 千円から平成 17 年度は 16,822 千円とほぼ変動はない。

(1) 随意契約の理由を十分に記載すべきもの

【問題点】

平成 17 年度に再び随意契約としているが、支出負担行為関係書におけるその理由記載が不十分である。健康度測定受付事務委託については、「受付事務は、各種健康度測定データのコンピュータ処理及びデータ管理をする部門であり、医療関係及びコンピュータ処理に精通していることが必須条件になるため、競争入札に適さないため。」という理由を記載しているが、この理由では、平成 16 年度に指名競争入札を行ったこととの矛盾がある。この点について質問したところ、いずれの委託業務についても、入札を行うと、次年度開始前に必要な業務の研修期間に十分な時間を確保できないことが随意契約の理由との説明であった。

【指 摘】

支出負担行為関係書類における随意契約の理由について、実態を反映した十分な記載が必要である。

(2) 指名競争入札の次年度に随意契約を行うことについて検討すべきもの

【問題点】

健康度測定受付事務委託については、平成 17 年度から案内係の増員を受け、契約額を増加させているが、指名競争入札を行わず、前年度の業者と随意契約を行っている。一方で、千葉市は、上記 2 件の委託について定期的に指名競争入札を実施したい意向も持っている。

【意 見】

契約額の増加が予定される場合、指名競争入札を行う方が随意契約に比べ契約額を抑制できると期待される。そのため、前年度の業者と随意契約を結ぶのではなく、再度指名競争入札を行う必要がなかったかについて十分な検討を行うとともに、随意契約理由の十分な記載を行うべきであったと考える。また、定期的な指名競争入札が可能となるよう、その障害となる事象について十分な対応を図るべきである。

9 . No.21 基本健診（集団健診）委託契約

No.23 老人保健事業委託契約（個別健診）

（健康企画課）

【概 要】

（単位：円）

年 度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
基本健診委託 （集団健診）支出総額	153,582,898	151,089,399	143,042,472
老人保健事業委託 （個別健診）支出総額	1,848,397,003	2,015,671,970	2,131,731,793
予 定 価 格	単価契約	単価契約	単価契約
委 託 先	千葉市医師会	千葉市医師会	千葉市医師会
契 約 方 法	随意契約	随意契約	随意契約

基本健診（集団健診）の契約は、千葉市民の生活習慣病を早期に発見・治療をするため、健康診断を千葉市医師会に委託している。

基本健診は、老人保健法第 16 条に定める健康診査であり、40 歳以上の市民のうち、職場その他で健康診査を受診する機会のない人を対象としている。そのうち集団健診は、65 歳未満の人を対象に各地区の公民館等を会場として検診車において 5 月から 12 月まで実施しており、個別健診は、40 歳以上の市民（65 歳以上の市民は全員）を対象に約 300 か所の協力医療機関において 4 月から翌年の 2 月まで実施している。

老人保健事業（個別健診）の契約は、老人保健法第 16 条に定める健康診査及び厚生省通知（平成 10 年 3 月 31 日 老健第 64 号）によるがん検診の個別検診を、老人保健事業委託契約において千葉市医師会に委託している。

概略すると以下のようになっている。

基本健康診査	{ 集団健診：40 歳以上 65 歳未満 個別健診：40 歳以上 65 歳以上を含む	受託者：千葉市医師会
		受託者：千葉市医師会
が ん 検 診	{ 集団検診：検査対象別に年齢が異なる 個別検診：検査対象別に年齢が異なる	受託者： ちば県民保健予防財団
		受託者：千葉市医師会

本業務委託は単価契約であり、健診を実施した翌月に、請求書に受診記録票を添付させたうえで委託料の請求を受けて支払いをしている。

随意契約の理由として、基本健診は、健診の精度管理の信頼性の観点から最も望ましく、医師が当該地域の住民に対し、積極的な健診を行うことで、住民と医師との間で親近感が生まれ、診断後における住民の健康管理に気を配るようになり、事後管理を含めた健診本来の目的を達成することができるためとしている。

平成 16 年度の基本健診の集団健診と個別健診の明細は、主要施策の成果説明書によると表 5 のようになっている。

(表 5) 集団健診と個別健診の明細

区 分	集団健診		個別健診	
	受診者数(人)	支出額(円)	受診者数(人)	支出額(円)
基本健康診査	14,220	137,738,160	97,662	1,174,497,072
肝炎ウイルス検査	3,032	4,517,192	13,288	45,870,426
骨粗しょう症検診	358	421,008	2,474	10,754,478
計		142,676,360		1,231,121,976

(注 1) 集団健診は、住民検診を含まない。

(注 2) 個別健診は、訪問診査を含まない。

基本健診の受診率(表 6)は増加しており、平成 16 年度は 50%を上回り、全国平均(平成 14 年度は 42.6%、平成 15 年度は 44.8%)より高くなっている。

(表 6) 基本健診の受診率の推移

区 分	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
対象者数(人)	214,400	218,700	223,000
受診者数(人)	97,951	106,097	112,105
比 率	45.7%	48.5%	50.3%

(1) 委託料の単価設定を検討すべきもの

【問題点】

集団健診と個別健診では表 7 のように委託料単価の差がある。

健康診断は自由診療であるので、個別健診は健康保険制度の診療報酬単価を基礎に設定しており、集団健診の単価は、多数の受診者を対象に効率的に実施できるので個別健診の 80%を基準として低く設定されている。

しかし、C 型肝炎ウイルス、HCV 核酸増幅検査、骨粗しょう症の個別健診には、初診料、判断料などが入っているので集団健診と個別健診で差が生じている。

(表7) 集団健診と個別健診の委託料単価 (単位:円)

区 分	集団健診	個別健診	差 額	備 考
B 型肝炎ウイルス検査	283	357	74	
C 型肝炎ウイルス検査	1,176	2,982	1,806	判断料 1,512
H C V 抗 原 検 査	1,176	1,470	294	
H C V 核 酸 増 幅 検 査	3,496	5,880	2,384	判断料 1,512
骨粗しょう症検査	1,176	4,347	3,171	初診料 2,877

【意見】

集団健診と個別健診の単価設定に差額があることは適当と考えるが、そのうち初診料は骨粗しょう症検査にのみあり、その他の検査にはない。また、検査結果の判断に対する判断料が、C型肝炎ウイルスとHCV核酸増幅検査にはあるが、その他の検査にはない。

診断項目の追加の都度、千葉市医師会と協議して単価を決めているとのことであるが、診断の態様等を勘案して、単価設定について検討されたい。

10. No.22 がん検診(集団検診)委託契約

(健康企画課)

【概要】

年 度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
支出総額(円)	172,383,456	174,131,281	178,327,231
予定価格(円)	単価契約	単価契約	単価契約
契 約 業 名	千葉県がん 協会	ちば県民保健 予防財団	ちば県民保健 予防財団
契 約 方 法	随意契約	随意契約	随意契約

この契約は、がん検診の集団検診を千葉県の外郭団体である ちば県民保健予防財団に委託するものである。

随意契約の理由は、当業務を実施しているのは、 ちば県民保健予防財団のみであり、継続して検診が可能であるためとしている。

平成 16 年度のがん検診の集団検診と個別検診の明細は、主要施策の成果説明書等によると表 8 のようになっている。

(表8) がん検診の明細

がん検診の内容	集団検診		個別検診	
	人	支出額(円)	人	支出額(円)
胃がん	15,239	68,346,915	31,074	373,266,344
子宮がん	17,284	55,160,960	37,225	233,572,140
乳がん	9,377	36,420,719	15,098	55,770,693
肺がん	13,818	7,975,788	28,760	37,957,710
大腸がん	6,881	10,871,980	38,315	71,235,500
計		178,776,362		771,802,387

(注1) 集団検診は、肺がんの「二重読影」分を含む。

(注2) 個別検診は、がん精密分を含まない。

がん検診の受診率(表9)は、乳がんを除き増加している。

乳がん検診の受診率が平成15年度に減少している理由は、50歳以上の偶数歳を対象にマンモグラフィを併用することにしたためである。(表10)

(表9) がん検診の受診率の推移

区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度
胃がん	17.4%	18.8%	18.7%
肺がん	17.6%	18.4%	19.1%
大腸がん	17.1%	18.9%	20.3%
子宮がん	22.9%	23.5%	29.4%
乳がん	16.6%	13.1%	13.2%

(表10) がん検診受診の対象者の内容と制度の変更

区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
胃がん	35歳以上	同左	同左	同左
肺がん	基本健康診査(40歳以上)と同時実施	同左	同左	同左
大腸がん	40歳以上	同左	同左	同左
子宮がん	30歳以上	同左	同左	20歳以上の偶数歳のみ
乳がん	30歳以上に問診、視診、触診。但し、50歳以上は偶数歳にマンモグラフィを併用(奇数歳は併用なし)。	30歳以上は問診、視診、触診。但し、50歳以上は偶数歳のみが対象でマンモグラフィを併用。	同左	40歳以上の偶数歳に問診、視診、触診、マンモグラフィ

(1) がん検診の受診期間について考慮すべきもの

【問題点】

子宮がん・乳がんともに平成 16 年度までは満 30 歳以上の女性が対象であったが、平成 17 年度からは、国の指針で、子宮がんは 20 歳以上、乳がんは 40 歳以上の隔年検診とされ、千葉市では、いずれも対象年齢以上の偶数歳に検診対象者が変更された。隔年の検診でも死亡率は変わらないとのことであるが、もし何らかの理由で偶数歳の時に検診を受けることができなかった場合は、3 年ないし 4 年間受診期間が空くことになる。

【意見】

国の指針では、隔年検診は、統計的データである死亡率等をもって根拠としている。もし、この根拠が医学的(統計的)に妥当であるとしても、市民一人ひとりを対象にした健康診断事業においては、検診対象者を偶数歳にすれば上記の問題点があるので、検診を受けられなかった場合で検診の間合いが長くなる場合について救済措置を検討されたい。

なお、子宮がん検診については、平成 18 年度から、奇数歳であっても前年度に受診していない場合には受診を可能とするように変更する予定である。

11. No.25 がん検診(集団検診及び精密検査)事務費

(健康企画課)

【概要】

年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
予算額(円)	14,683,977	14,683,977	14,683,977
決算額(円)	14,683,977	14,683,977	14,683,977
契約業者名	千葉県がん協会	ちば県民保健予防財団	ちば県民保健予防財団
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約

この契約は、がん集団検診(胃がん、子宮頸部体部がん、乳がん)を、毎年度 500 か所前後の会場で実施するために、会場での受付・誘導、問診票の記入状況確認等の業務についてちば県民保健予防財団に委託するものである。

随意契約の理由は、当業務を実施しているのは、財ちば県民保健予防財団のみであり、継続して検診が可能であるためとしている。

委託料の予算見積額及び契約額は上記のとおりであり、毎年度同額である。

一方、検診実施会場数の計画及び実績は表 11 のとおりである。

(表 11) 検診実施会場数

年 度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
検診会場数 (計画)	435	435	435
検診会場数 (実績)	522	590	482
差 異	87	155	47

(1) 積算方法を見直すべきもの

【問題点】

委託料の算定は、ちば県民保健予防財団の見積書(実施計画書)によっており、1会場あたりの医師・看護師・受付の時間単価、交通費等の単価を積算して、これに検診会場数の計画値を乗じて算出している。しかし、平成 14 年度から 16 年度の計画は全て 435 会場と固定されている一方で、実績は増減があるものの全て計画を上回っている。また、会場数の増減に応じた委託料の精算は行われていない。

【指 摘】

毎年度の契約内容からみて、委託料の算出根拠となる計画上の会場数は実態を反映することなく毎年度同一で積算され、毎年度同額の委託料が支払われており、委託料の算出根拠資料として形骸化している。

ちば県民保健予防財団における検診業務に係る経費について、実態を反映した適切な積算を行うよう検討されたい。

12 . No.26 健康診査一次マスターデータ出力業務委託

(健康企画課)

【概 要】

年 度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
予 算 額 (円)	6,977,000	7,007,000	7,436,000
契 約 額 (円)	6,482,000	7,045,000	8,246,000
契 約 業 者 名	シーデーシー情報 システム(株)	シーデーシー情報 システム(株)	シーデーシー情報 システム(株)
契 約 方 法	随意契約	随意契約	随意契約

この契約は、健康診査情報（マスターテープ）を用いて、指定帳票（各種健診票）に必要なデータを出力する業務を委託するものである。マスターテープ自体は千葉市で管理し、出力業務のみを委託するものである。

随意契約の理由は、当該受託業者は、経験が豊富で実績もあり、印字を正確かつ迅速に行うことができ、時間と経費の削減になること、また、個人情報データを保護し、流出を防ぐことになるためとしている。

委託料の予算見積額及び契約額は、高齢化に伴う健康診査の対象者の増加により、増加傾向である。

（１）積算根拠を明確に記載すべきもの

【問題点】

委託料の契約額の根拠は、1人当たりの単価に対象人数を乗じたものである（消費税及び地方消費税は別途）。

しかし、受託業者の見積書では、単に「一式」記載で総額が記載されているのみであり、また、千葉市の資料にも単価をベースに積算を行っていることを記載したものはない。

また、単価の根拠は、印字にかかるコストと印刷用プログラムの使用料の合計であるが、業者・千葉市のいずれの資料にもそのような記載はなく、長年両者暗黙の了解のうちにこのような計算で契約を行ってきたものと考えられる。

【指 摘】

積算の根拠（単価、対象人数）を、予定価格の積算資料にも、業者の見積書にも明記すべきである。

【意 見】

また、印刷用プログラムの使用料とされている部分について、通常、プログラム開発費負担は初期投資段階で確定しており人数に応じて増加するものではないと考えられることから、現状のように人数比例で支払う必要があるものではなく、定額化することを検討すべきものと考えられる。

13 . No.30 千葉市斎場予約システム構築業務委託

(生活衛生課)

【概要】

年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
予算額 (円)	-	-	16,000,000
契約額 (円)	-	-	16,642,500
契約業者名	-	-	富士建設工業(株)
契約方法	-	-	随意契約

この契約は、斎場予約システムの構築業務を委託するものである。

随意契約の理由は、当該業者が、平成 13 年度に火葬炉設備工事（火葬炉中央制御装置及び案内表示システム構築を含む。）を受託したことから、既存の制御装置及び表示システムとのデータ共有に伴うシステム運用上の安全性及び信頼性が確保でき、既存の装置・システムのカスタマイズを必要としないなど関連設備・システム内容に精通しているためとしている。

(1) 受託業者の見積書の内容を明確にすべきもの

【問題点】

随意契約の際の見積書は一式で記載され、また、平成 17 年 3 月 31 日の請求書も一式で記載されており、明細が明らかではない。

【指 摘】

システム開発に係わる技術者別の作業時間、歩掛りにより、予算額の積算を行うとともに、仕様書に対応した請求明細を徴取すべきである。

14 . No.34 結核対策特別促進事業

(健康医療課)

【概要】

年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
予算額 (円)	6,295,900	7,373,880	10,122,000
契約額 (円)	5,508,000	5,900,000	7,732,000
契約業者名	結核予防会 千葉県支部	ちば県民保健予 防財団	ちば県民保健予 防財団
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約

この契約は、結核の早期発見、二次感染等の防止を目的として結核患者の訪問服薬確認及びねたきり高齢者等の結核検診、日本語教育施設就学生等の結核検診、建設事業現場従事者等の健康診断等の業務を委託するものである。

随意契約は、当該委託内容が競争入札に適しないため、地方自治法施行令第167条の2第2号によるとしている。

(1) 履行確認及び精算について検討すべきもの

【問題点】

当該契約は精算払い方式となっており、契約時において委託事業仕様書を作成し、実施予定作業の見積り及び金額積算を行うとともに、事業完了時には契約先である ちば県民保健予防財団から実績報告が提出され、当該報告に基づき精算されることとなっている。

平成16年度の執行予定額と実績報告及び精算状況は表12のとおりとなっている。

(表12) 執行予定額及び実績・精算状況 (単位:円)

区分	訪問服薬 確認事業	ねたきり高齢 者等の結核検 診事業	日本語教育施 設就学生等の 結核検診事業	建設事業現場 従事者等の健 康診断事業	合計
執行予定額	2,723,680	1,359,760	931,060	2,717,500	7,732,000
実際支出額	2,831,870	1,145,892	885,762	2,868,476	7,732,000
精算額	+108,190	・¥213,868	・¥5,298	+150,976	±0

(注) 執行予定額は「委託事業仕様書」、実際支出額は「平成16年度結核対策特別促進事業経費内訳書」より抜粋。

このように、事業ごとでは、執行予定額と実際支出額に差異が生じているが、委託料の総額では、予定額と実際額に差異が生じておらず精算が事実上形骸化している可能性が高いと考えられる。

まず、金額積算時の積算額の変動の一要因である医師、看護師の作業実施延べ日数について、予定と実績の対比を行うと表13-1、13-2のとおりであり、当初の予定従事日数と実際の従事日数に差異が生じていることがわかる。

(表13-1) 従事のべ日数(臨場医師)

	訪問服薬 確認事業	ねたきり高齢 者等の結核 検診事業	日本語教育施 設就学生等の 結核検診事業	建設事業現場 従事者等の 健康診断事業
予定日数	-	12日	2日	8日
実施日数	-	10日	3日	4日
差異	-	・¥2日	+1日	・¥4日

(表 13-2) 従事のべ日数(看護師)

	訪問服薬 確認事業	ねたきり高齢 者等の結核 検診事業	日本語教育施 設就学生等の 結核検診事業	建設事業現場 従事者等の 健康診断事業
予定日数	160日	12日	2日	8日
実施日数	191日	10日	3日	4日
差 異	+31日	・2日	+1日	・4日

(注) 予定日数は「委託事業仕様書」、実施日数は「平成16年度結核対策特別促進事業経費内訳書」より抜粋。

次に、建設事業現場従事者等の健康診断事業をサンプルとして、その経費の内訳をみると表14のとおりであり、執行予定額と実際支出額に差異が生じていることがわかる。

(表 14) 建設事業現場従事者等の健康診断事業経費内訳 (単位:円)

費用区分	執行予定額	実際支出額	差 異
人 件 費	1,336,000	668,000	・668,000
旅 費	128,800	64,400	・64,400
需 用 費	1,216,700	2,109,796	+893,096
役 務 費	36,000	26,280	・9,720
合 計	2,717,500	2,868,476	+150,976

人件費の減少は、前述の医師及び看護師の従事日数が医師、看護師ともに8日から4日に減ったことが原因となっている。また、需用費の増加は、精密検査の受診人数が10人から49人に大幅に増加したこと等を原因としている。

このように、「委託業務仕様書」と実績報告における「事業経費内訳書」では、医師等の従事日数や検査対象者の人数等で相違がみられるため、精算時に個別事業毎に執行予定額との差異が生じ、また事業全体でも執行予定額との差異が発生するのが通常であると考えられる。

しかし、当該業務の精算額はゼロとなっており、実質的に業務内容に応じた適正な精算が行われているという結論を得ることが出来なかった。精算は事実上形骸化しており、経費の金額等を調整することにより、総額においては執行予定額と実績額に差異が生じないように調整を行っていると考えられる。

【指 摘】

当該委託業務は一社の随意契約となっており、継続して財ちば県民保健予防財団が受託をしている。4事業が一つの契約になっているとしても、業務ごとの業務実績に応じた精算を行うことが必要である。そのためには、「委託業務仕様書」と実績報告の「事業経費内訳書」の内容の差異分析をより詳細、厳密に行い、適正な精算を行うとともに次年度の予算の積算に利用していく必要がある。

なお、当該委託業務は、事業ごとに契約する方式への変更を予定しており、平成17年度から一部実施している。

15. No.35 インフルエンザ予防接種個別通知書等作成業務

(健康医療課)

【概 要】

年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
予 算 額 (円)	4,555,013	5,913,140	5,983,874
契 約 額 (円)	4,462,500	5,449,500	5,775,000
契 約 業 者 名	(株)みつわ	(株)みつわ	(株)みつわ
契 約 方 法	指名競争入札(5社)	指名競争入札(5社)	指名競争入札(5社)

この契約は、高齢者インフルエンザ予防接種の案内書及び予診票等を作成し、予防接種対象者に送付し個別に通知する際の当該通知書等の作成業務を委託するものである。

インフルエンザ予防接種個別通知書等の作成業務委託契約について入札により委託契約締結先を決定しており、入札状況は表15のとおりである。

(表15) 年度別入札状況

(単位：円)

年 度	平成15年度		平成16年度		増加率
	金 額	比率	金 額	比率	
通知予定数	134,000枚	-	141,900枚	-	5.9%
入 札 状 況	金 額	比率	金 額	比率	
予 定 価 格	5,631,943	100%	5,698,928	100%	1.2%
(株)みつわ	5,190,000	92.2%	5,500,000	96.5%	6.0%
A 社	5,342,800	94.9%	5,641,600	99.0%	5.6%
B 社	5,480,000	97.3%	5,780,000	101.4%	5.5%
C 社	5,430,000	96.4%	5,760,000	101.1%	6.1%
D 社	5,300,000	94.1%	記入なし	-	-

(注) 入札価格は消費税及び地方消費税抜きである。

(1) 積算方法、単価の見直しを行うべきもの

【問題点】

委託料の予定価格は、表 16 の項目を積算して算出している。平成 16 年度であれば、各々の単価に印刷部数 141,900 枚を掛け、宛名印字プログラム作成、梱包納品費等の固定費を加算した金額により、予定価格 5,698,928 円を算出している。

(表 16) 単価明細

委託事項		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
窓付封筒印刷	単価	7.0 円	7.0 円	6.9 円
実施医療機関一覧表印刷	単価	7.0 円	7.0 円	6.9 円
個別通知文(宛名台紙)印刷	単価	3.5 円	3.5 円	3.5 円
予診票印刷	単価	4.0 円	4.0 円	3.8 円
説明文書印刷	単価	4.5 円	4.5 円	4.2 円
宛名印字	単価	6.5 円	6.5 円	6.3 円
封入封緘費	単価	6.7 円	6.0 円	6.0 円
宛名印字プログラム作成	一式	250,000 円	160,000 円	160,000 円
梱包納品費	一式	87,200 円	87,200 円	112,200 円

しかしながら、封入封緘費を除いた印刷費等の単価及び梱包納品費は平成 15 年度、16 年度とも同額である。採用している単価については、過去に採用した単価を毎年度引き続き使用していた。

なお、平成 17 年度は上記表 16 のように単価等について見直しを行っている。

また、個別通知文(宛名台紙)印刷に関して、宛名印字ミスによるロスを考慮して、平成 15 年度は 4,000 枚分(4,000 枚×単価 3.5 円=14,000 円)、平成 16 年度 100 枚分(100 枚×単価 3.5 円=350 円)の印刷代を予定価格に含めている。

【意見】

積算の根拠について、業者等から事前に見積書等を取り、それを参考にして予定価格を算定すべきである。通常、印刷費等のコストは、印刷枚数が増加すると、1 枚当たりの単価は下がるが、毎年予防接種対象者が増加し印刷枚数が増加していることもあり、単価の見直し、検討を毎年度実施する必要があると考える。

また、宛名印字ミスによるロス分の扱いについては、印字ミスが発生した場合には、通常、業者が負担すべきものであり、事前に予定価格に含めることの必要性について検討すべきと考える。

平成 17 年度には、単価の見直しを行っているが、引き続き実施する必要がある。

16 . No. 38 ~ 41 予防接種ワクチン供給（単価契約）

（健康医療課）

【概要】

これらの契約は、予防接種協力医療機関において行う個別予防接種に使用する5種類のワクチン（三種混合、二種混合、麻しん、日本脳炎、風しん）について、調達及び予防接種実施医療機関へのワクチンの搬送、配布を委託するものである。

<三種混合>

（単位：円）

年 度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
予算額（単価）	2,951	1,544	1,491
契約額（単価）	2,940	1,470	1,470
契約額（総額）	53,475,660	51,510,270	51,107,490
契約業者名	（株）チヤク	（株）チヤク	（株）チヤク
契約方法	一般競争入札（2社）	一般競争入札（2社）	一般競争入札（2社）

（注）平成 15 年度に単価が下がっているのは、1 単位当たりの容量が減少したため。

<二種混合>

（単位：円）

年 度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
予算額（単価）	1,817	1,817	1,785
契約額（単価）	1,806	1,764	1,753
契約額（総額）	3,262,803	4,889,908	4,647,203
契約業者名	（株）チヤク	（株）チヤク	（株）チヤク
契約方法	一般競争入札（2社）	一般競争入札（2社）	一般競争入札（2社）

<麻しん>

（単位：円）

年 度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
予算額（単価）	2,951	2,951	2,909
契約額（単価）	2,940	2,898	2,887
契約額（総額）	25,201,680	31,492,566	27,761,392
契約業者名	（株）チヤク	（株）チヤク	（株）チヤク
契約方法	一般競争入札（2社）	一般競争入札（2社）	一般競争入札（2社）

< 日本脳炎 >

(単位：円)

年 度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
予算額 (単価)	2,667	1,418	1,334
契約額 (単価)	2,625	1,312.5	1,312
契約額 (総額)	37,761,825	47,658,184	42,565,216
契約業者名	(株)チャク	(株)チャク	(株)チャク
契約方法	一般競争入札(2社)	一般競争入札(2社)	一般競争入札(2社)

(注) 平成 15 年度に単価が下がっているのは、1 単位当たりの容量が減少したため。

< 風しん >

(単位：円)

年 度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
予算額 (単価)	2,951	2,951	2,909
契約額 (単価)	2,940	2,898	2,887
契約額 (総額)	24,667,300	41,397,930	28,483,142
契約業者名	(株)スズケン	(株)スズケン	(株)スズケン
契約方法	一般競争入札(2社)	一般競争入札(2社)	一般競争入札(2社)

ワクチン供給受託業者は、協力医療機関における必要なワクチン数を保健所経由で連絡を受ける。業者は、医療機関へワクチンを納品すると、1 か月単位で千葉市へ代金を請求する。

(1) 残余ワクチン、ロス分の扱いについてより厳密な管理を検討すべきもの

【問題点】

ワクチンの保管・運搬方法については、受託業者との間で契約による「予防接種ワクチン保管・搬送方法に係る遵守事項」等に記載されているが、在庫数量の管理についての記載がない。

未使用の残余ワクチンは、多くの医療機関が卸業者を通じて千葉市に返送し、千葉市は医療廃棄物として廃棄している。このとき、返品されたワクチンは、有効期限内でも再納品はしないので廃棄している。

千葉市に返品しない医療機関は、自己処理しているがこの報告がない。

協力医療機関にて購入後に接種希望者がキャンセルするなどして、納品後使用されずに残ってしまうワクチンは、有効期限内に新たな希望者があれば使用可能であるが、期限を超過すれば廃棄しているとのことである。

残余ワクチンの処理や、ロス分の取扱いについては正式には決まっておらず、現状はこれらのコストは千葉市の負担となってしまう。

平成 17 年 1 月の 1 か月分のワクチンのロス実績については、表 16 のとおりである。

二種混合ワクチンのロス率が高いのは、1 本で 10 人分となっているが、接種希望者が 10 人に満たない場合が多いためである。

なお、ワクチンを購入した月の翌月に接種する場合にはロスに含まれたり、前月に購入したワクチンを当月に接種する場合には余剰(ロスのマイナス)となっていたりするケースもあるため、表 17 は概括的なロス率である。

(表 17) ワクチンの購入・接種及びロスの状況

	ワクチン(本)	接種者数(人)	ロスの 本数(本)	ロス率	単価 (円)	ロスの 金額(円)
三種混合	3,268	3,117	151	4.6%	1,470	221,970
二種混合	85	35	50	58.8%	1,753	87,650
麻しん	847	840	7	0.8%	2,887	20,209
風しん	811	890	・ 79	・ 9.7%	2,887	・ 228,073
日本脳炎	1,548	1,447	101	3.5%	1,312	132,512
合計	6,559	6,329	230	3.5%		234,268

(注) ロス率はロスの本数をワクチン購入本数で割って算定している。

【意見】

未使用のワクチンを大量に千葉市に返送した医療機関へは、個別に指導しているとのことであるが、現状では、医療機関がワクチンの在庫管理を行っていないか、医療機関へ在庫管理の結果報告を定期的に求めていることに問題がある。なお 16 年 4 月 2 日(金曜日)現在及び 17 年 4 月 5 日(火曜日)現在の在庫数とロットナンバーの報告書を徴取しているが、この中に、数量は記載されているが、ロットナンバーの記載がないものもあった。ワクチンはロット管理されているので、ロットナンバーと対応した使用・返品・廃棄及び在庫数量の報告書を聴取することが必要である。

また、医療機関で独自に廃棄している場合は、医療廃棄物のマニフェスト伝票の発行が義務づけられているので、このナンバーの報告も依頼すべきである。

委託事業年度の使用・返品・廃棄・在庫の実績を把握し、千葉市と協力医療機関全体の在庫管理を厳密に行うべきである。

この在庫管理をもとに、残余ワクチンを出来るだけ減らし、コストを削減するために、医療機関受託業者と連携して、適切な発注数量の決め方と残余ワクチンの引取りや処分方法等について明確な取り決めを行う必要があると考える。

【概要】

年 度	平成 15 年度	平成 16 年度
契約内容	基本設計委託	実施設計委託
予 算 額 (円)	22,900,000	49,100,000
契 約 額 (円)	21,000,000	44,100,000
契 約 業 者 名	(株)榎本建築設計事務所	(株)榎本建築設計事務所
契 約 方 法	随意契約	随意契約

この契約は、看護師養成施設新築工事に伴う実施設計を委託するものである。

基本設計をプロポーザル方式により受託した榎本建築設計事務所が独創性を有する基本設計をまとめているとの理由により、実施設計も引き続き同事務所と随意契約により契約を締結している。

業者の選定は、指名型プロポーザル(5社)によっている。また、契約に際して、平成15年度は千葉市看護師養成施設基本設計業務委託受託者選定委員会(都市局長他6人で構成)、平成16年度は千葉市建設工事等指名業者選定委員会(建設局長他13人で構成)の審査をそれぞれ受けている。

(1) 基本設計契約時に実施設計の見積りも合わせて提示させるべきもの

【問題点】

千葉市では、基本設計の受託業者がそのまま実施設計を行うことを基本とし、設計委託料を基本設計と実施設計で概ね3:7の比率で分割しているが、契約規則上の明文規定はなく、また、同一業者に基本設計と実施設計を委託することが、事前にわかっているにもかかわらず、基本設計の契約締結時には業者から基本設計に係る金額のみを見積りとして提示させている。

【意見】

当初から同一業者に基本設計と実施設計を委託する予定であれば、基本設計時に、実施設計に係る見積り額も合わせて提示させるべきと考える。

その際、基本設計の受託業者に対し、次年度以降に実施設計の業務も委託することを前提にプロポーザルを実施することは、単年度主義の会計制度からは市議会の議決を要すると思われるが、現状の業務の実態から見れば、こうした手続きを踏んでも基本設計と実施設計を一体として見積書の提示を受けるべきと考える。

また、基本設計と実施設計の委託にかかる千葉市の方針等を明確にするためにも、契約規則に明文規定をおくべきと考える。

【概要】

年 度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
予 算 額 (円)	932,961,000	1,122,236,000	1,223,559,000
契 約 額 (円)	932,899,433	1,111,078,127	1,215,590,137
契 約 業 者 名	(社福)千葉市社会 福祉協議会	(社福)千葉市社会 福祉協議会	(社福)千葉市社会 福祉協議会
契 約 方 法	随意契約	随意契約	随意契約

この契約は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校低学年児童に対して、授業終了後の遊び及び生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図るとともに、保護者の子育てを支援するための施設である「子どもルーム」の運営を委託しているものである。

千葉市は、平成 16 年 4 月 1 日現在で 88 か所の「子どもルーム」を開設しており、「夢はぐくむ ちば 子どもプラン」(千葉市次世代育成支援行動計画)によると平成 21 年度末までに「子どもルーム」を、原則全小学校区に整備する方針である。

随意契約の理由は、(社福)千葉市社会福祉協議会(以下、「協議会」という。)は、千葉市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域の福祉の増進を図ることを目的に設立された社会福祉法人であり、本事業の主たる実施場所である子どもルームは、平成 16 年 4 月 1 日現在で 88 か所、4,354 人の児童の利用を予定しており、これらを統一かつ継続的に事業運営を図る必要がある、円滑に実施するためには、その性質上、放課後児童健全育成事業(子どもルーム運営事業)の運営経験がきわめて重要かつ不可欠であるためとしている。

なお、利用者からは世帯区分に応じて利用料(表 18)を徴収している。

(表 18) 世帯区分別利用料

世帯区分	一般ルーム	指定ルーム
生活保護受給世帯及び市町村民税非課税世帯	無料	無料
市町村民税の所得割課税額が 5,000 円未満の世帯 (均等割のみ課税世帯も含む)	3,600 円	2,300 円
上記以外の世帯	7,200 円	4,600 円

(注 1) おやつ代は別途児童一人あたり月額 2,000 円を各ルームで集金している。

(注 2) 一般ルームは月曜日から土曜日まで週 6 日開設し、指定ルームは月曜日から金曜日まで週 5 日の開設となっている。

(1) 運営費について検討すべきもの

【問題点】

千葉市の方針からみて、協議会に対する運営委託料は今後確実に増加することが予想される。そのため、千葉市として各施設の規模別等の運営費の適切な把握が重要である。

しかし、現在、協議会との間で総額による精算（平成16年度では7,968,863円の戻入）を行っているが、協議会における、この事業全体の予算執行状況の報告があるのみであり、各「子どもルーム」の運営状況の詳細な内容の報告がない。

【意見】

各「子どもルーム」の規模（受入枠）や過去の実績等に基づき、適切な見積りを行った上で契約金額を決定するとともに、施設別の予算執行状況の報告を受け、精算額の根拠を把握し、次年度の予算及び今後の「子どもルーム」の増設計画に役立てられたい。

(2) 「子どもルーム」の待機児童及び受入枠の余裕について改善努力すべきもの

【問題点】

「子どもルーム」は、昼間家庭に保護者のいない、原則として小学校1年生から3年生の児童を対象としたものである。なお、国の指導もあり、施設に余裕がある場合には4年生以上も受け入れている。ただし、5・6年生については、施設に余裕があり、障害のある児童やひとり親家庭の児童など特別の理由がある児童の利用を認めている。

「子どもルーム利用者集計表」（平成17年10月1日現在）より一部を抜粋すると、入所待ちの待機児童数の状況は表19のようになっている。

他方、個別の「子どもルーム」ごとに見た場合、受入枠に対する利用率が50%以下の施設が表20のように3施設存在している。平成17年10月1日現在における「子どもルーム」は受入枠5,660人に対して、実際利用人数は4,612人（利用率81.5%）となっている。

地区・地域で状況は異なり、年度の推移により変化するが、待機児童と受入枠の余裕に対し、弾力的な運用が求められる。

(表19) 待機児童数の抜粋

子ども ルーム名	1～3年生 利用児童数	4～6年生 利用児童数	計	待機児童数
花見川第二	41人	7人	48人	4人
花見川地区	63人	5人	68人	2人
小中台小	52人	1人	53人	5人
千草台東小	55人	8人	63人	1人
蘇我	57人	1人	58人	5人

(注) 5、6年生は花見川第二で3人、花見川地区で2人の利用がある。

(表 20) 受入枠に余裕のある子どもルームの状況

子ども ルーム名	利用児童数	受入枠	余裕人数	利用率 ÷
弁 天	24 人	64 人	40 人	37.5%
横 戸	7 人	40 人	33 人	17.5%
千 城 台 南	33 人	74 人	41 人	44.6%

(注) これら 3 か所の子どもルームについても、マンション建設や宅地開発などが行われていることから、今後、利用児童の増加が見込まれる。

【意見】

各小学校区の住環境や世代構成などの違いにより、入所待ちの子どもルームと、その反対の受入枠に余裕のある子どもルームが生じることは不可避である。

しかし、実際に入所申請をして待機している児童は、全体からすれば比率は低いとしても、その背後に潜在的待機児童がいることは否めないと考える。

そのために地域の状況を検討し、待機児童の解消に対応した弾力的な運用について実施要綱の範囲内において努められたい。

19. No.58～63 千葉市乳幼児健康支援一時預かり事業委託

(子育て支援課)

【概要】

年 度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
一時預かり事業委託			
予算額 (円)	22,718,500	33,843,000	33,364,000
契約額 (円)	20,687,000	33,194,000	33,364,000
施設管理家賃委託			
予算額 (円)	6,210,000	9,936,000	9,840,000
契約額 (円)	6,210,000	9,840,000	9,840,000
契約施設数	4 施設	6 施設	6 施設
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約

この契約は、保育所に通所中の児童が病気の回復期等にあり、集団生活が困難である期間、当該児童を一時的に預かる事業を、市内6か所の小児科診療所等の施設に委託したものである。

委託契約額は各施設均等であり、国の補助金交付要綱基準額の休日分日割減額はしているが、家賃及び施設管理費分として独自に上乗せをして契約している。

随意契約の理由は、国制度に基づく事業であり、事業実施にあたり、千葉市医師会の推薦を受け調査・決定し、この事業の国施設基準を満たす整備を実施しているためとしている。

乳幼児健康支援一時預かり事業は、「近年の核家族化、都市化の進展、女性の社会進出の増大等、児童を取り巻く環境が大きく変化するとともに、家庭や近隣社会における子どもの養育機能が低下してきている」ため、「子育てと就労の両立支援の一環として」行っているものである。（厚生労働省児童家庭局長「乳幼児健康支援一時預かり事業の実施について」を参照）

平成17年度国家予算において、三位一体改革における国庫補助金整理統合により、「特別保育事業費等国庫補助金」から「次世代育成支援対策交付金」になり、国基準額はなくなった。

(1) 積算方法を見直すべきもの

【問題点】

国の制度を基礎にした委託事業であるので、施設は受入定員、必要職員定数（非常勤職員を含む）などの設置基準があり、委託契約額も平成16年度までこの基準をもとに設定されており各施設ほぼ均一である。

しかしながら、表21のように、各施設の周辺の乳幼児数や家族構成等の違いにより、受入児童数は施設により異なる。また、制度として病気回復期等の児童を対象としているため、予約後、病気回復により利用当日にキャンセルされることがあり、定員に比して受入児童数が少なくなるという現実がある。

また、千葉市の指定基準以上の面積・設備を有しているため、定員4人以上を超えて受け入れる施設については、定員4人で運営している施設以上の運営経費が必要になるはずである。

(表21) 施設別利用児童数

(単位：人)

院名	施設名	平成14年度		平成15年度		平成16年度	
		延べ人数	1日平均	延べ人数	1日平均	延べ人数	1日平均
まなこどもクリニック	ポピンズルーム	821	4.04	812	4.05	760	4.07
るみえ内科	ゆりかご園	619	2.97	455	2.37	437	2.29
岩田こどもクリニック	うさぎのあな	632	3.06	453	2.34	383	1.98
さとう小児科医院	バンビーノ	489	3.32	888	4.64	833	4.43
今野小児科医院	ピノキオ		-	353	1.96	487	2.56
おおた小児科・循環器科	ミルキー		-	475	2.02	403	1.73
計		2,561	13.39	3,436	17.38	3,303	17.06

(注) 1日平均は土曜日を除いて算出している。

【意見】

少子化と、女性の就業の拡大のなかで、乳幼児健康支援一時預かり事業に対する社会的ニーズは高まっていると考える。

このなかで、この事業の受け皿である施設の質を保持する観点から、施設の運営費用と受入児童数に応じた契約額の設定を検討すべきである。

20. No.74 市立保育所延長保育等業務委託

(保育課)

【概要】

年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
予算額 (円)	450,959,800	352,323,020	345,928,026
契約額 (円)	359,391,898	322,861,271	268,277,361
契約業者名	(社福)千葉市社会福祉協議会	(社福)千葉市社会福祉協議会	(社福)千葉市社会福祉協議会
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約

(注)平成 15 年度までは前金払、平成 16 年度は概算払を行っている。

この契約は、市立保育所の延長保育等の業務を、(社福)千葉市社会福祉協議会(以下「協議会」という。)へ委託するものである。

随意契約の理由は、公立保育所における延長保育等の事業について、統一かつ継続的に事業運営を図る必要があるが、当該事業を円滑に実施するためには、その性質上、事業の運営経験及び必要な人員の確保が重要かつ不可欠であるためとしている。

予算見積額、契約額及び精算額は減少傾向である。これは、延長部分の職員は、各施設 2 人以上の有資格者の配置が必要とされたので、この委託に係る非常勤の保育士を協議会で雇用する方法から、千葉市が直接雇用する方法に移行し、協議会の退職者の補充を千葉市が直接行うようになったためである。

保育所の開所時間は通常午前 7 時から午後 6 時となっているが、少子化と女性の就業の増大のなかで、保育所への入所のニーズのみならず、保育所の開所時間の延長が要請され、延長保育により対応している。

午後 6 時～7 時	1 時間延長	47 か所
午後 6 時～8 時	2 時間延長	12 か所
延長なし		2 か所

これに対して、保育所では、就労時間を以下の 4 パターンとしている。

午前 8 時	～午後 4 時 30 分
午前 8 時 30 分	～午後 5 時
午前 9 時	～午後 5 時 30 分
午前 9 時 45 分	～午後 6 時 15 分

そこで、延長部分の保育については、非常勤の保育士を雇用することとしている。
また、保育所では、次のように職員の配置基準が定められている。

- ・ 0歳児 3人に対して職員1人
- ・ 1～2歳児 6人に対して職員1人
- ・ 3歳児 20人に対して職員1人
- ・ 4歳児以上 30人に対して職員1人

(1) トータルコストを比較検討すべきもの

【問題点】

この延長保育の運営費用は、平成14年度より千葉市の単独事業から国の補助事業となった。しかし、補助金があるとはいえ保護者の就業状況の多様化等により延長保育のニーズは拡大傾向にあると考えられる。この状況に対処するためには適切な事業費の把握が必要となる。

有資格者の雇用の必要性から千葉市の職員として直接雇用することになり、この延長保育事業のコストは、協議会に対する委託料と千葉市の該当する人件費を合算したものとなる。

しかしながら、協議会においての非常勤職員の費用と、千葉市職員としての非常勤職員の費用の合算による実際のトータルコストの分析ができていない。

【意見】

少子化社会の中で子育て支援制度の充実が求められ、延長保育の果たす役割は重要であるので、かかるトータルコストを分析し、その結果を今後の延長保育事業の執行に役立てていく必要があると考える。

21. No.78 保育所警備委託（白旗保育所他25か所）

No.79 保育所警備委託（長沼原保育所他22か所）

（保育課）

【概要】

< 保育所警備委託（白旗保育所他25か所） >

年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
予 算 額 (円)	11,501,280	11,912,040	10,679,760
契 約 額 (円)	11,501,280	11,912,040	10,679,760
契 約 業 者 名	総合警備保障(株) 東日本事業本部	総合警備保障(株) 東日本事業本部	総合警備保障(株) 東日本事業本部
契 約 方 法	随意契約	随意契約	随意契約

< 保育所警備委託（長沼原保育所他 22 か所） >

年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
予 算 額 (円)	11,501,280	11,912,040	9,447,480
契 約 額 (円)	11,501,280	11,912,040	9,447,480
契 約 業 者 名	セコム(株)	セコム(株)	セコム(株)
契 約 方 法	随意契約	随意契約	随意契約

この契約は、保育所の夜間及び休日の機械警備を委託するものである。

この契約について、平成 15 年度までは全保育所を 2 分割し、随意契約により委託してきた。各々の保育所に設置されている警備機器は、いずれも上記業者所有の機器であり、機器設置以来、当該業者に警備委託をしている。随意契約としてきた理由は、当該業者が現場の状況及び警備体制を熟知しているためとしている。

平成 16 年度からは全保育所を区単位の 5 分割（若葉区・緑区を 1 区とする）とし、毎年 1 区ずつ入札を行い契約することとした。これにより上記 2 件の随意契約の他に、花見川区の 9 か所の保育所の警備につき、6 社の指名競争入札により委託先を決定した。花見川区の保育所警備委託は、指名競争入札の結果、予定価格に比べて 1 施設平均 1 か月あたり約 1 万円委託料が減少した。

なお、平成 17 年度は稲毛区を対象として指名競争入札を実施している。

（１）積算根拠を明確にすべきもの

【問題点】

予定価格の積算については、平成 14 年度から変更されていない。1 施設 1 か月あたりの単価に月数及び施設数を乗じて算定している。しかしながら、1 施設 1 か月あたりの単価の根拠はなく、また、施設ごとに規模が異なるため、機器設置の個数が違うにもかかわらず、全施設同じ金額となっている。

【意 見】

花見川区における指名競争入札によるコストダウンという結果のみを評価するのではなく、業者が警備に必要な体制と能力を備えているかを十分吟味し、今後の指名競争入札の指名基準に生かすために、実績報告により評価できるようにされたい。

また、一方で、人件費・設備費等について予定価格を千葉市が算定できるように努力されたい。

【概要】

年 度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
予 算 額 (円)	4,112,775	5,610,600	7,052,775
契 約 額 (円)	3,712,275	5,565,525	5,582,850
契 約 業 者 名	東京瓦斯(株) 千葉支店	東京瓦斯(株) 千葉支店	東京瓦斯(株) 千葉支店
契 約 方 法	随意契約	随意契約	随意契約

この契約は、保育所の GHP（ガスヒートポンプ）方式による空調設備の保守点検業務を委託するものである。

随意契約の理由は、GHP 方式による空調設備では、ガスの供給と機器との間に密接な関連があるため、その保守点検においてはガスの供給と機器との一体性を考慮する必要があり、またガス漏れ等不測の事態にも十分な対応が図れるためとしている。

（１）委託業務の履行確認について手続を適切にすべきもの

【問題点】

業者から提出された保守作業結果報告書に、保育所の責任者の押印があるものと、ないものがあり、委託業務の履行確認が保育所職員により、実施されたのかが不明なものがある。

【指 摘】

保守作業結果報告書は、受託業者の用意する書式を使用しているが、この書式には作業年月日の記載欄や作業者印の押印欄は設けられているものの、保育所職員による確認印の捺印欄が設けられていない。

委託業務の履行確認の責任所在を明らかにするためにも、保守点検作業報告書に確認印の捺印欄を設け、保育所の責任者もしくはそれに準じる担当者が保守点検作業の実施を確認した上で、確認印を押す必要があると考える。

また、千葉市で事前に入手している点検項目リストと保守作業結果報告書との照合を行い、必要な点検作業が漏れなく実施されているかどうかを確認する必要がある。

23 . No.81 保育所職員等腸内細菌検査業務委託（単価契約）

（保育課）

【概要】

（単位：円）

年 度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
予算額(単価)	525	525	525
契約額(単価)	456.75	493.50	493.50
契約額(総額)	7,538,658	8,317,447	8,433,913
契約業者名	(株)メデカジャパン	ちば県民 保健予防財団	ちば県民 保健予防財団
契約方法	随意契約（5社）	指名競争入札(4社)	指名競争入札（7社）

この契約は、千葉市の保育所職員等の腸内細菌（サルモネラ菌、赤痢菌、0-157）の検査、検査結果の報告等に関する業務を委託するものである。子育て支援課に係わるものと保育課に係わるものとのを、まとめて入札を行い単価契約としている。

（１）積算根拠を明確にすべきもの

【問題点】

予定価格の積算根拠が特に存在せず、前年度採用した価格を引き続き採用している。

【意見】

積算の根拠について、業者等から事前に見積書等を取り、それを参考にして予定価格を算定すべきである。

また、他にも腸内細菌検査を実施している課は存在しているが、同様の検査であれば、千葉市全体で契約を統一して行うことにより、単価が下がる可能性があるため、契約内容の見直しを検討されたい。

24 .No.83 千葉市高齢者保健福祉推進計画（介護保険事業計画）策定に関わる実態調査業務委託
（高齢福祉課）

【概要】

年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
予算額 (円)	-	-	8,000,000
契約額 (円)	-	-	7,990,500
契約業者名	-	-	(株)三菱総合研究所
契約方法	-	-	随意契約

この契約は、千葉市高齢者保健福祉推進計画の平成 18 年度から平成 20 年度にかかる 3 か年計画の策定のため、高齢者等の実態調査の実施、調査結果の集計・分析等を委託しているものである。プロポーザルによる業者選定のため、随意契約となっている。

（１）実態調査のプロポーザル時に、計画策定の見積りも合わせて提示させるべきもの

【問題点】

計画策定に関わる実態調査の業務委託に際して、千葉市はプロポーザル方式にて 6 社から 1 社を選定して、その上で随意契約を行っている。この契約に加え、計画策定の業務委託も当該業者に委託する予定であり、同一業者が、平成 16 年度に実態調査を実施し、平成 17 年度に計画を策定することになる。

しかしながら、同一業者に実態調査と計画策定を委託することが、事前にわかっているにもかかわらず、プロポーザル実施時には、業者から実態調査に係る金額のみを見積りとして提示させている。

【意見】

実態調査に係るプロポーザル実施時には見積り金額を低く設定し、計画策定にかかる契約時に金額を高く請求する可能性もある。当初から同一業者に実態調査と計画策定を委託する予定であれば、実態調査のプロポーザル実施時に、計画策定に係る見積り額も合わせて業者から提示させるべきと考える。

【概要】

年 度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
予 算 額 (円)	14,911,260	13,436,520	13,436,520
契 約 額 (円)	12,415,485	12,481,080	12,289,500
契 約 業 者 名	26 人	26 人	25 人
契 約 方 法	随意契約	随意契約	随意契約

(注)平成 16 年度末のつどいの家設置数(24 件)が、契約者数(25 件)と異なっているのは、年度途中に受託者 1 名がつどいの家提供業務を廃止したためである。

この契約は、一般家庭の居室の一部を老人つどいの家として提供し、老人つどいの家開設日には在宅し、利用者の安全等に留意し、管理運営を行うために個別に委託するものである。

当該委託事業は、高齡者の地域でのふれあいを目的にして行われており、受託者は原則として、毎週 3 日間、午前 10 時から午後 4 時まで居室を提供し、管理運営を行う。「千葉市老人つどいの家運営要綱」により、千葉市が指定した提供者との随意契約となっている。

(1) 事業内容の見直しを検討すべきもの

【問題点】

当該事業は高齡者の孤独死対策などを踏まえ、高齡者が身近な地域でつどう場を整備し、ふれあう機会の充実や地域活動を活発化することを目的としているが、いきいきプラザ・いきいきセンターなどの施設整備などに伴い、老人つどいの家の設置数は減少している(表 22)。

この事業は、昭和 48 年に開始した事業であって、居室提供者の高齡化や、居室提供者と運営担当者がほぼ一致しているため、運営面での負担が大きいことが設置数減少の一因と考えられる。また、老人つどいの家利用者数も減少傾向である。

(表 22) 老人つどいの家の設置数と利用人数

年度 (平成)	設置状況 (施設数)	延べ利用人数			1日平均 利用人数
		男	女	合計	
7	40	7,226	28,898	36,124	7.3
8	40	5,831	17,593	23,424	4.0
9	41	4,637	14,336	18,973	7.1
10	38	5,649	15,910	21,559	3.7
11	32	6,638	20,225	26,863	5.0
12	28	6,399	19,890	26,289	6.5
13	26	6,183	17,356	23,539	6.3
14	26	6,162	18,363	24,525	6.7
15	26	6,712	18,389	25,101	6.9
16	24	5,361	16,619	21,980	7.7

【意見】

居室の提供とともに、老人つどいの家の管理運営を行うため、受託者は運営に係る内容を検討する時間の確保や、開設時の安全管理を行うなど、負担も大きく、現状は受託者に委託料を支払っているとはいえ、ボランティア精神にも依拠している状況であるとも考えられる。

今後、高齢化社会となり、ひとり暮らしの高齢者も増加することから、この事業の必要性は高まると考えられるにもかかわらず、居室提供者が減少し、老人つどいの家の維持自体が危ぶまれる。

したがって、運営面での支援方法についての見直しなど、受託者に負担をかけないような施策を行政側で検討し、移行していくことが必要と考えられる。

【概要】

年 度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
予 算 額 (円)	12,767,000	20,959,000	24,884,000
契 約 額 (円)	11,270,030	20,211,636	23,673,516
契 約 業 者 名	(社福)友和会 (社福)はつらつの里	(社福)友和会 (社福)はつらつの里 (社福)千葉勤労者福祉会	(社福)友和会 (社福)はつらつの里 (社福)千葉勤労者福祉会
契 約 方 法	随意契約 (2 社)	随意契約 (3 社)	随意契約 (3 社)

この契約は、高齢者のために居宅において生活することに不安のある者に対して各種相談、助言等を行うとともに緊急時の対応を図るほか、利用者の状況に応じたサービスを提供することを委託するものである。

随意契約の理由は、国及び千葉市の生活支援ハウス運営事業実施要綱により、委託先を、指定通所介護施設または介護老人保健施設を運営する法人に限定しているためとしている。

(1) 履行確認及び精算について検討すべきもの

【問題点】

表 23 は平成 16 年度の各委託契約に係わる収支の内訳である。収入欄のうち、人件費と管理費が千葉市から支出した概算払いの金額であり、支出欄は受託者における実際の支出額であるが、人件費と管理費につき、受託者における実際の支出額が千葉市から支出した概算払いの金額と同額となっている。なお、支出欄の利用者利用料支出の食費及び水道・光熱費は、実費で利用者から徴収し、収入欄の負担額収入に計上されているため、収支に差異は生じない。

(表 23) 収支報告書

(単位：円)

【はつらつの里】	収入			支出			
	人件費		8,294,392	人件費		8,294,392	
		常勤生活援助員給与等	7,838,268		常勤生活援助員給与等	7,838,268	
		非常勤生活援助員給与等	456,124		非常勤生活援助員給与等	456,124	
	負担額収入		4,835,158	管理費等			
	1	食費	3,221,400	1	食費	3,221,400	
	2	利用者負担金	174,000				
	3	水道・光熱費	1,439,758	3	水道・光熱費	1,439,758	
	合計		13,129,550	-	合計	12,955,550	= 174,000 返還金

【千葉勤労者福祉会】	収入			支出		
	人件費		5,546,647	人件費		5,546,647
		常勤生活援助金	4,563,144		常勤生活援助員給与等	4,563,144
		非常勤生活援助金	983,503		非常勤生活援助員給与等	983,503
	管理費		2,747,745	管理費		2,747,745
					旅費	7,500
					被服費	17,000
					研修費	6,000
					環境整備費	309,340
					宿直手当	2,372,500
					健康管理費	35,405
	負担額収入		4,619,160	利用者利用料支出		4,046,500
	1	食費	2,534,000	1	食費	2,534,000
	2	利用者負担金	572,660			
	3	水道・光熱費	1,512,500	3	水道・光熱費	1,512,500
合計		12,913,552	-	合計	12,340,892	= 572,660 返還金

【友和会】	収入			支出		
	人件費		5,941,000	人件費		5,941,000
		常勤生活援助金	4,743,000		常勤生活援助員給与等	4,743,000
		非常勤生活援助金	1,198,000		非常勤生活援助員給与等	1,198,000
	管理費		2,353,392	管理費		2,353,392
					旅費	8,475
					被服費	100,977
					研修費	32,000
					健康管理費	21,940
					宿直手当	2,190,000
	負担額収入		4,753,461	利用者利用料支出		4,290,461
	1	食費	3,341,000	1	食費	3,341,000
	2	利用者負担金	463,000			
	3	水道・光熱費	949,461	3	水道・光熱費	949,461
	合計		13,047,853	-	合計	12,584,853

【指 摘】

この契約は、精算を行うこととしており、形式的には精算は行われているが、利用者負担金を返還金としているにすぎない。人件費、管理費は、勤務日数（時間）や経費の支出状況に応じて変動するのが一般的であり、受託者における実際の支出額と千葉市から支出した概算払いの額が同額となることは通常考えられない。受託者からの報告に対するチェック機能を強化し、支出額の基礎になった計算書や業務内容の報告等の資料を添付させ、内容や金額を検討する等の対応を行う必要があると考える。

【概要】

年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
予算額 (円)	66,683,142	70,377,156	74,249,805
契約額 (円)	64,836,430	69,306,460	73,914,470
契約業者名	千葉市民生委員・ 児童委員協議会	千葉市民生委員・ 児童委員協議会	千葉市民生委員・ 児童委員協議会
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約

この契約は、千葉市の各地区の民生委員協議会、または各民生委員と契約を結び、町内自治会、老人クラブ等と協力して敬老会行事の実施を委託するものである。

随意契約の理由は、民生委員は職務上、地域の高齢者の実態を常に把握しており、敬老会開催にあたって円滑な運営ができるため、民生委員の組織である民生委員児童委員協議会に委託するとしている。

(1) 支払について領収書の添付を検討すべきもの

【問題点】

支払については、敬老会を開催する地区の75歳以上の高齢者1人あたりの単価を積算基礎としている。敬老会開催後は各民生委員協議会または各民生委員からの報告書の提出を求めている。報告の際、領収書の添付を求めているが、一部の領収書の添付のみになっている。

【意見】

報告書に領収書の添付を要求しているので、一部の領収書だけではなく、原則としてすべての領収書の添付を行うことを検討されたい。

(2) 敬老会開催の見直しを検討すべきもの

【問題点】

受託者からの報告書によると、敬老会出席の対象者のうち、出席者はどの自治会等も概ね半数以下であり、敬老会不参加の対象者については、各民生委員協議会または各民生委員が記念品等を渡すなどの対応を行っている。また、敬老会を開催せず、対象者に記念品贈呈のみの自治会等も存在している。

【意見】

地区に対する委託料交付請求人数と敬老会への参加人数に相当な乖離が生じている。敬老会への欠席理由等を調査し、敬老会開催に関する見直しや、同じ予算枠の中で、敬老の祝賀としてよりふさわしい対応が出来ないかどうかを検討すべきである。

【概要】

年 度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
予 算 額 (円)	256,565,000	230,819,000	213,589,000
契 約 額 (円)	215,641,816	192,975,468	192,152,380
契 約 業 者 名	養護老人ホーム 清和園他 11 施設	養護老人ホーム 清和園他 12 施設	養護老人ホーム 清和園他 9 施設
契 約 方 法	-	-	-

(注) 契約方法は措置のため記載していない。

市町村は、65 歳以上で身体、精神、経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な老人を養護老人ホームに入所させる等の措置をとらなければならない(老人福祉法第 11 条) それらの措置に要する費用が、老人福祉施設措置費として市町村の費用となるものである(老人福祉法第 21 条)。措置に要する費用として、国の基準に基づき、各地区や被措置者の状況に応じての生活費と、定員や施設の状況に応じた各種加算を含めた事務費の二種類を措置受け入れ施設に対して支払っている。

なお、委託施設数は減少傾向にあるが、これは入所者が一人のみの施設を他施設に統合させるケース等があったためである。

(1) 例外的措置費について検討すべきもの

【問題点】

老人福祉施設措置費の中で「やむを得ない措置」があり、認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族がいない場合に該当したとき、例外的取扱いが行われている。

一方で、措置費支払の際には支出負担行為伺書を支払の都度作成するとともに、被措置者の状況についても随時経過報告という形で把握しているとのことである。当該措置費の支出に関しては、措置解除に向けて、被措置者の状況を把握すること、意思能力を確認し、少しでもあれば、弁護士会やリーガルサポートセンター等に相談し、解決策を相談する、という記載があり、成年後見人制度以外の手法が難しいことが説明されている。(平成 16 年 4 月 16 日付で対応協議が行われたときの経過報告書)

千葉市では、この報告書に基づいて被措置者に対する成年後見人制度の手続きを進めているが、その後の被措置者の状況把握が適時に行われていない。

【意見】

当該措置費については、各種法令に従った定型的なものと「やむを得ない措置」によるものがあるが、後者のように例外的に措置費を支出する場合には、被措置者の状況の把握を適時に行うべきである。例えば月次で措置費を支出する場合であれば、月 1 回程度は被措置者に関する状況調査を実施し、状況に変化があった場合には迅速に対応することが求められる。

【概要】

年 度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
予 算 額 (円)	55,530,455	54,048,000	49,670,000
契 約 額 (円)	52,754,000	51,345,000	46,882,000
契 約 業 者 名	千葉県スポーツ 振興財団	千葉県スポーツ 振興財団	千葉県スポーツ 振興財団
契 約 方 法	随意契約	随意契約	随意契約

(注) 契約額には高齡施設課の支出額を、契約業者名には支出先を記載している。

花見川いきいきプラザは、こてはし温水プールとの複合施設である。

同プールを所管する教育委員会社会体育課が、条例で同プールの管理受託者と定められている。千葉県スポーツ振興財団と施設全体の管理委託契約を締結している。高齡施設課では、電気・ガス・水道等の光熱水費及び建物設備等の維持、保守点検等に係る施設全体の管理経費のうち、花見川いきいきプラザの占める面積比率に応じて、契約額の3割を支出している。

平成18年度から両施設ともに公募による指定管理者による管理が開始されることに伴い、委託業務の内容について関係各課と協議を行った結果、施設の特異性等を考慮して、花見川いきいきプラザ部分の管理業務も、こてはし温水プールの指定管理者の業務に含まれることになった。

(1) 事業として負担する経費を適切に把握すべきもの

【問題点】

従来は施設の面積按分により高齡施設課で委託料を支出していたが、指定管理者による管理が開始される平成18年度からは、社会体育課で全額経費負担が行われることになる。

しかし、社会体育課に経費負担を集約してしまうと、花見川いきいきプラザの運営に係る経費が高齡施設課の事業費として反映されない。

【意見】

事務の効率化を図るために、所管を一つにすることが効果的であるとしても、花見川いきいきプラザの運営事務の有効性を評価するためには、事業に係る運営経費を適切に把握することが望ましいと考える。

複合施設という性質上、経費の按分には困難な面もあるが、光熱水費については利用量、各委託料であれば面積比等、合理的かつ適切な按分基準を検討し、施設の運営経費の適切な把握に努められたい。

年 度	平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
予算額 (円)	レセプト	44.5	レセプト	44.5	レセプト	44.5
1 件につき	柔整療養費	31.0	柔整療養費	31.0	柔整療養費	31.0
契約額 (円)	レセプト	37.0	レセプト	35.0	レセプト	30.0
1 件につき	柔整療養費	31.0	柔整療養費	31.0	柔整療養費	30.0
契約額 (円)	80,780,605		70,825,000		60,098,250	
契約業者名	千葉県国民健康保険連合会		千葉県国民健康保険連合会		千葉県国民健康保険連合会	
契約方法	随意契約		随意契約		随意契約	

(注1) レセプトとは、各保険医から連合会に送られる、診療内容と点数を記載したものである。

(注2) 柔整療養費とは、柔道整復施術療養費の略である。

【概要】

この契約は、老人保健業務に係る診療報酬明細書に基づく老人保健受給者の情報と、千葉市が保有する老人保健受給者の情報等を電子計算機により照合することなどの処理業務を委託するものである。

随意契約の理由は、千葉県国民健康保険連合会が老人保健法第 29 条第 3 項に定める審査支払機関であり、本委託業務を受託できる唯一の機関であるためとしている。

(1) 予算額の見直しを行うべきもの

【問題点】

予算額は毎年度据え置いているのに対し、実際の契約単価は年々下がってきており、契約額と予算額とに乖離が生じてきている。

【意見】

実態と整合のとれた予算を策定、編成するためにも、毎年度の予算額の見直しが必要である。

【概要】

年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
予算額 (円)	5,697,237	5,622,960	5,398,260
契約額 (円)	5,697,237	5,622,960	5,398,260
契約業者名	千葉県聴覚障害者 協会	千葉県聴覚障害者 協会	千葉県聴覚障害者 協会
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約

この契約は、聴覚障害者等への手話通訳者の派遣事業を千葉県聴覚障害者協会へ委託するものである。

この事業は聴覚障害者のニーズに合わせて手話通訳を行う者を派遣するものであり、主に病院や学校、個人の相談等の需要が多く、平成 16 年度は 1,069 件の利用があった。

なお、委託料の積算方法は（時給×時間＋交通費＋保険料）となっている。

随意契約の理由は、千葉県聴覚障害者協会には、聴覚障害に関する知識及び手話通訳の技術を有する者がおり、派遣業務を円滑に執行できる唯一の市内にある団体であるためとしている。

(1) 履行確認及び精算について検討すべきもの

【問題点】

この契約については、委託料の契約額と実績額に差が生じた場合には精算を行うことになっている。

千葉県聴覚障害者協会からの事業報告書を見ると、当初の見積額、契約額と実績額が一致しているが、予想される手話通訳時間や交通費と、実際の通訳時間・金額は異なるのが通常である。

【指摘】

この契約は、精算を行うこととしており、実際に発生した費用をより詳細に把握するために、実際に通訳にかかった時間や実施場所、依頼者、交通費等を記載した日報・月報や集計表等の提出を義務付け、予算額と実績額との差額の合理性を検討すべきである。

【意見】

手話通訳派遣事業は、聴覚障害者のニーズに合わせた機動的な対応が必要となることもあると考えられるため、契約形態を単価契約に変更し、派遣の実績に応じた支払を行うことも検討に値すると考える。

【概要】

年 度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
予 算 額 (円)	6,095,000	6,000,000	5,940,900
契 約 額 (円)	6,094,737	6,000,000	5,940,900
契 約 業 者 名	千葉市身体障害者 福祉団体連合会	千葉市身体障害者 福祉団体連合会	千葉市身体障害者 福祉団体連合会
契 約 方 法	随意契約	随意契約	随意契約

この契約は、障害者の社会参加推進事業の実施に必要な情報の収集、分析、評価や、関係団体に対する指導、研修等を委託するものである。

千葉市障害者社会参加推進センター運営事業は、障害の有無に係わらず、誰もが家庭や地域で明るく暮らせる社会作りに向けて、障害者自らによる諸種の社会参加促進施策を実施し、地域における自立社会と社会参加を推進することを目的としている。

現状では、委託先である千葉市身体障害者福祉団体連合会に千葉市障害者社会参加推進センターを置き、そこに社会参加推進協議会を設置している。協議会は行政関係者、身体・知的・精神障害者関係団体の代表者で構成されており、協議会は年 2 回行われている。パンフレット作成と、駅及び周辺のアクセス状況の調査、関係機関への要望の提出が主な内容である。

随意契約の理由は、市内の身体障害者の団体を統括する唯一の団体であり、障害者共通の課題に対する適切な施策推進が図れるためとしている。

(1) 履行確認及び精算について検討すべきもの

【問題点】

この契約については、委託料の契約額と実績額に差が生じた場合には精算を行うことになっているが、収支決算書によると、当初の見積額、契約額と実際の支出額が一致している。人件費以外にも、会議費や印刷製本代、消耗品費等の支出があり、一般的にはこれらの費用について予算額と実際の支出額が一致することはないと考えられる。

【指 摘】

この契約は、精算を行うものものとしており、受託業者に詳細な支出の内訳書とともに、領収書等の支出の根拠となった証憑の提出を求め、支出内容や支出金額の合理性、事業実績との整合性を検討すべきである。また、予算額と実際の支出額の差異があれば精算を行うとともに、必要な原因分析を行い、次年度の予算に反映させるべきである。

【概要】

年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
契約額 (円)	3,046,143,272	3,022,253,455	3,078,407,640
契約業者名	(社福)千葉市社会福祉事業団	(社福)千葉市社会福祉事業団	(社福)千葉市社会福祉事業団
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約

千葉市と社会福祉法人千葉市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）との委託契約の総額は平成 14 年度から平成 16 年度の 3 か年とも 30 億円台にて推移している。

【事業団事務局の管理運営業務委託の概要】

年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
予算額 (円)	301,951,000	169,720,000	202,257,000
契約額 (円)	277,278,000	169,408,000	193,390,000
契約業者名	(社福)千葉市社会福祉事業団	(社福)千葉市社会福祉事業団	(社福)千葉市社会福祉事業団
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約

千葉市は、契約の中で、千葉市が設置する社会福祉施設等の管理運営業務のうち「事業団事務局の管理運営業務を委託」するため、随意契約により事業団に 193,390 千円で委託している。

これは、千葉市の社会福祉事業の委託の受け皿の 1 つとして事業団が設立されているという意味から、当該事業団の複数の社会福祉施設を管理する事務の委託として千葉市が随意契約を行っているものである。

なお、平成 14 年度の金額が多いのは退職金の支払が 138,727 千円あることによる。

(1) 委託の範囲で再検討すべきもの

【問題点】

委託とは、一般的に千葉市が実施を決定した事務事業を千葉市が直接執行せず、民間企業その他の団体または個人に執行を委ねることをいう。

委託契約の内の「事業団事務局の管理運営業務を委託」は、他の委託の目的が千葉市の社会福祉事業に直結する事業の委託か、もしくは公の施設の管理の委託であるなかで、唯一、千葉市の社会福祉事業の委託先に対する「事業団事務局の管理運営」という間接的事務事業が委託の対象となっている。

【指 摘】

「事業団事務局の管理運営費」は千葉市から委託された事業団の複数の社会福祉施設を統括する共通管理経費の性格を持つ。委託の範囲は千葉市がなすべく実施を決定した事務事業であり、それが社会福祉事業とするならば、その該当事業となる。「事業団事務局の管理運営費」のような委託該当事業の間接的事務事業である事務局の管理運営のみを独立させて委託の範囲とすることは好ましくない。

このため、事業団事務局の各々の社会福祉施設に関する管理運営費は千葉市から委託する事業団の複数の社会福祉施設の個々の見積りに含めて算出する方向に変更する必要がある。指定管理者制度の導入にともないこの点は一層強く要請されてくるものとする。

委託の範囲を再検討されたい。

(参照 「社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及びこれに係る財務事務の執行」についての包括外部監査結果報告書 第4．監査の結果 1．本部会計 (2))